

# 豊田市こども発達センター（ひまわり、なのはな、たんぽぽ）使用料の減免取扱要綱

## 第1条 趣旨

本要綱は、豊田市こども発達センター管理規則（平成8年規則第1号。以下「規則」という。）第10条第2項に規定する使用料に係る減免の取扱いについて、必要な事項を定める。

## 第2条 目的

児童発達支援センターひまわり、児童発達支援センターなのはな、児童発達支援センターたんぽぽ（以下「市児童発達支援センター」という。）を利用した場合に保護者が負担すべき施設使用料について、法令に基づく制度上の軽減措置に加え、障がい児がこども園に通う場合との負担の均衡を図った独自減免を行うことにより、適切な療育を受ける環境の継続を図ることを目的とする。

## 第3条 減免の対象費用

減免の対象となる費用は、使用料（豊田市こども発達センター条例（平成8年条例第1号）第11条第2項の規定に基づき算定された当該利用月に係る保護者が納付すべき月額使用料をいう。以下同じ。）のうち定率負担分（使用料から都道府県が支給する当該利用月の障がい児施設給付費を差し引いた額。以下同じ。）とする。

## 第4条 減免の対象者

市児童発達支援センターの利用者の保護者のうち、各要件に該当するものを次に掲げる減免の対象とする。

### 1 法令に基づく減免

#### (1) 負担上限月額設定による減免（規則第10条第2項第1号関係）

利用月の定率負担分が、負担上限月額（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の2第3項に規定する当該施設給付支給決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額をいう。以下同じ。）を超えた保護者。

#### (2) 災害等による利用者負担減免（規則第10条第2項第2号関係）

法第24条の5に規定する災害等の特例に基づき、都道府県が費用負担を困難と認めた保護者。

### 2 法令に基づくもの以外の減免（規則第10条第2項第2号関係）

利用月ごとに算出される法令等軽減措置適用後負担額（上記1又は2の対象者については定率負担分を上記1又は2に基づき減免された後の額、上記1又は2のいずれにも該当しない者については定率負担分そのままの額をいう。以下同じ。）が、想定保育料（当該利用月に当該障がい児が法第24条第1項の規定

による保育の実施を豊田市で受けたと想定した場合に豊田市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第81号）別表第2を準用して算定される保育料をいう。以下同じ。）の額を上回る保護者。

ただし、他市町村住民については減免対象としない。

## 第5条 減免の方法

第4条に規定する減免対象者に対し、市児童発達支援センターが行う減免の方法は、次のとおりとする。

### 1 法令に基づく減免

#### (1) 負担上限月額設定による減免

減免対象となる利用月の定率負担分について、受給者証（法第24条の3第6項に基づき都道府県が交付した施設受給者をいう。以下同じ。）に記載された負担上限月額を超える額を減免する。

#### (2) 災害等による利用者負担減免

減免対象となる利用月の定率負担分について、当該利用月の使用料から特例障がい児施設給付費（法第24条の5の規定する災害等の特例に基づき読み替えた後の都道府県が支給する当該利用月の障がい児施設給付費をいう。）を差し引いた額に減免する。

### 2 法令に基づくもの以外の減免

減免対象となる利用月の法令等軽減措置適用後負担額のうち、想定保育料を超える額を減免する。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4の2のただし書きに問わらず、他市町村住民の利用については、当分の間、減免対象とする。ただし、その場合においても当該市町村が独自に減免制度を設ける場合は、この限りでない。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

# ○豊田市子ども・子育て支援法施行細則

平成26年10月23日

規則第81号

改正 平成26年12月25日規則第95号

平成27年3月26日規則第29号

平成27年7月1日規則第53号

平成27年10月1日規則第63号

平成27年12月25日規則第82号

平成28年3月30日規則第38号

平成28年9月16日規則第83号

平成28年12月26日規則第93号

## (趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）並びに豊田市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、府令及び告示において使用する用語の例による。

## (労働時間の下限)

第3条 府令第1条第1号の規定により定める労働時間は、月60時間とする。

## (認定の申請等)

第4条 府令第2条第1項に規定する申請書及び府令第9条第1項に規定する届書は、支給認定申請（届出）書（様式第1号）によるものとする。

## (支給認定結果の通知等)

第5条 法第20条第4項及び第5項に規定する通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第20条第4項に規定する認定証は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証（様式第3号）によるものとする。

（保育等）

第6条 保育の利用を希望する児童の保護者は、教育・保育施設等利用申込書（様式第3号の2）に必要な証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により入所の申込みがあった場合において、保育を決定したときはこども園等入園承諾（在園状況確認）書（様式第3号の3）により、保育を行わないときはこども園等入園不承諾通知書（様式第3号の4）により保護者に通知しなければならない。

3 保護者は、保育所の変更又は退所を希望するときは、原則として変更又は退所を希望する日の15日前までにこども園等／転園／退園／申出書（様式第3号の5）により、市長に申し出なければならない。

4 保護者は、第1項に規定する書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。

5 市長は、第3項の規定による保育所の変更の申出又は前項の規定による書類の記載内容の変更の申出を承諾したときは、こども園等入園承諾（在園状況確認）書により、その旨を保護者に通知しなければならない。

6 市長は、入所させた児童の保育を解除したときは、保育解除通知書（様式第3号の6）により保護者に通知しなければならない。

（保育料の通知）

第7条 府令第7条に規定する通知は、支給認定に係る保育料通知書（様式第4号）により行うものとする。

（支給認定の変更申請）

第8条 府令第11条第1項に規定する申請書は、支給認定変更申請書（様式第6号）によるものとする。

（支給認定変更の通知）

第9条 府令第12条第1項に規定する通知は、支給認定変更通知書（様式第7号）によ

り行うものとする。

(支給認定の取消し)

第10条 府令第14条第1項に規定する通知は、支給認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

(支給認定の変更の届出)

第11条 府令第15条第1項に規定する届書は、支給認定変更届出書（様式第9号）によるものとする。

(支給認定証の再交付)

第12条 府令第16条第2項に規定する申請書は、支給認定証再交付申請書（様式第10号）によるものとする。

(特定教育・保育及び特定地域型保育に係る控除額)

第13条 条例第2条に定める控除額は、法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもが特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する場合については別表第1に、同項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子ども（以下「2号・3号認定子ども」という。）が市内の特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する場合については別表第2に、保育標準時間認定の区分において保育を利用する2号・3号認定子どもが市外の特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する場合については別表第3に、保育短時間認定の区分において保育を利用する2号・3号認定子どもが市外の特定教育・保育又は特定地域型保育を利用する場合については別表第4に定めるところによる。

(施設型給付費等負担対象額に係る控除額)

第14条 府令第57条第1項の規定により市町村が定める額は、市長が別に定める。ただし、市外の支給認定子どもが特定教育・保育を受けたときは、この限りでない。

2 府令第57条第2項の規定により市町村が定める額は、同項各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかのうち、市長が別に定める額以上の額で最も少ないものとする。ただし、市外の支給認定子どもが特定教育・保育を受けたときは、この限りでない。

(特定保育所における保育に係る保育料の徴収)

第15条 法附則第6条第1項の場合において、保育費用の支払をしたときは、市長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（次項において「保

護者等」という。)から、別表第2に定める額を徴収する。

2 保護者等は、毎月末日(12月にあっては25日とし、次条に規定する小学校就学前子どもに係る保育料(前項の規定により徴収する額をいう。以下同じ。)及び月の途中に入所又は退所した場合の保育料については、その都度指定した日とする。)までに当該月分の保育料を納入しなければならない。

(控除額又は保育料の減免)

第16条 市長は、特定教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者(次項において「保護者等」という。)が府令第56条各号のいずれかに規定する特別の事由があることにより、保育料の支払が困難であるとき又は市長が別に定める特別の事由に該当するときは、控除額又は保育料を減免することができる。

2 前項の規定により控除額又は保育料の減免を受けようとする保護者等は、こども園等に係る保育料等減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(特例施設型給付費の額等)

第17条 法第28条第2項第1号に規定する市町村が定める特例施設型給付費の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から第13条の規定に基づき別表第2により算定した額を控除して得た額とする。ただし、市外の支給認定子どもが特定教育・保育を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 法第30条第2項第1号に規定する市町村が定める特例地域型保育給付費の額は、特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)から第13条の規定に基づき別表第2、別表第3又は別表第4により算定した額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。ただし、市外の支給認定子どもが特定地域型保育を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 法第30条第2項第4号に規定する市町村が定める特例地域型保育給付費の額は、特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育

に要した費用の額)から第13条の規定に基づき別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4により算定した額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。ただし、市外の支給認定子どもが特例保育を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(特例施設型給付費等の支給の基準)

第18条 法附則第9条第1項第2号イ(1)に規定する市町村が定める特例施設型給付費の額は、国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から第13条の規定に基づき別表第1により算定した額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。ただし、市外の支給認定子どもが特定教育・保育を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 法附則第9条第1項第3号ロ(1)に規定する特例地域型保育給付費の額は、国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から第13条の規定に基づき別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4により算定した額を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。ただし、市外の支給認定子どもが特例保育を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 法附則第9条第1項第1号ロに規定する市町村が定める施設型給付費の額は、当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と同号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 法附則第9条第1項第2号イ(2)に規定する市町村が定める特例施設型給付費の額は、当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と同号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

5 法附則第9条第1項第2号ロ(2)に規定する市町村が定める特例施設型給付費の額は、当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と同号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

6 法附則第9条第1項第3号イ(2)に規定する市町村が定める特例地域型保育給付費の額は、当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と同号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

7 法附則第9条第1項第3号ロ(2)に規定する市町村が定める特例地域型保育給付費の額は、当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と同号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(市が設置する特定教育・保育施設に係る費用の額の算定に関する基準)

第19条 告示第16条に規定する地方公共団体が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準により算定した額とする。

(1) 市が設置する特定教育・保育施設に係る法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準 告示別表第2における幼稚園の表100分の16地域の項、保育所の表100分の16地域の項及び認定こども園の表100分の16地域の項に定める基準

(2) 市が設置する保育所に係る法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準 告示別表第2における保育所の表100分の16地域の項において認定区分を2号と、保育必要量区分を保育短時間認定として定める基準（基本分単価については、同項に定めた額から4,500円を減じた額とする。ただし、当該保育所を利用する支給認定子どものうち、当該年度中に満3歳となる支給認定子どもにおける基本分単価については、同項に定めた額から7,500円を減じた額とする。）

(3) 市が設置する幼稚園に係る法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準 告示別表第2における幼稚園の表100分の16地域の項に定める基準  
(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第20条 府令第29条に規定する申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第1

- 2号)によるものとする。
- 2 府令第29条第15号に規定する誓約書は、欠格事由に該当していない旨の誓約書(特定教育・保育施設用)（様式第13号）によるものとする。
- 3 市長は、第1項の特定教育・保育施設確認申請書の提出があった場合において、法第27条第1項の規定による確認をしたときは、その結果を特定教育・保育施設確認結果通知書（様式第14号）により通知するものとする。  
(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)
- 第21条 府令第31条に規定する申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書（様式第15号）によるものとする。  
(特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等)
- 第22条 府令第33条第1項の規定による届出は、変更届出書（様式第16号）により行うものとする。
- 2 府令第33条第2項に規定する誓約書は、欠格事由に該当していない旨の誓約書(特定教育・保育施設用)によるものとする。  
(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)
- 第23条 府令第34条に規定する届出は、特定教育・保育施設利用定員減少届出書（様式第17号）により行うものとする。  
(特定教育・保育施設への聴聞決定予定日の通知)
- 第24条 府令第37条の規定による通知は、聴聞通知書（様式第18号）により行うものとする。  
(特定地域型保育事業者の確認の申請等)
- 第25条 府令第39条に規定する申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書（様式第19号）によるものとする。
- 2 府令第39条第15号に規定する誓約書は、欠格事由に該当していない旨の誓約書(特定地域型保育事業者用)（様式第20号）によるものとする。
- 3 市長は、第1項の特定地域型保育事業者確認申請書の提出があった場合において、法第29条第1項の規定による確認をしたときは、その結果を特定地域型保育事業者確認結果通知書（様式第21号）により通知するものとする。  
(特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)

第26条 府令第40条に規定する申請書は、特定地域型保育事業者確認変更申請書（様式第22号）によるものとする。

（特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等）

第27条 府令第41条第1項の規定による届出は、変更届出書により行うものとする。

2 府令第41条第2項に規定する誓約書は、欠格事由に該当していない旨の誓約書（特定地域型保育事業者用）によるものとする。

3 府令第41条第3項において準用する府令第31条に規定する届出は、特定地域型保育事業利用定員減少届出書（様式第23号）により行うものとする。

（特定地域型保育事業者への聴聞決定予定日の通知）

第28条 府令第43条の規定による通知は、聴聞通知書により行うものとする。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第29条 府令第46条第1項の規定による届出は、業務管理体制の整備（区分変更）届出書（様式第24号）により行うものとする。

2 府令第46条第2項及び第3項の規定による届出は、業務管理体制の届出事項変更届出書（様式第25号）により行うものとする。

（教育・保育施設の別段の申出）

第30条 府令附則第4条に規定する申請書は、教育・保育施設の別段の申出に係る申請書（様式第26号）によるものとする。

（みなし認定こども園等の府令第26条各号に掲げる事項等の届出）

第31条 府令附則第6条に規定する書類は、みなし認定こども園等に係る届出書（様式第27号）によるものとする。

（委任）

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成26年10月23日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日前から引き続き特定教育・保育（特定保育所が行う特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）を利用する児童の保護者の控除額は、平成27年8月31日までの間は、改正後の豊田市子ども・子育て支援法施行細則（以下「新規則」という。）第13条の規定にかかわらず、当該児童の学齢の区分に応じ、新規則第13条に定める額又は改正前の豊田市児童福祉法施行細則（以下「旧豊田市児童福祉法施行細則」という。）第9条及び改正前の豊田市立幼稚園保育料規則（以下「旧豊田市立幼稚園保育料規則」という。）第2条に定める額のうちいずれか少ない額とする。ただし、同日までの間ににおいて、当該児童の属する世帯に係る新規則第13条に定める税額等による階層区分に変更があったときは、この限りでない。
- 3 施行日前から引き続き特定保育所が行う特定教育・保育（保育に限る。）を利用する児童の保護者から徴収する保育料の額は、平成27年8月31日までの間は、新規則第13条の規定にかかわらず、当該児童の学齢の区分に応じ、新規則第13条に定める額又は旧豊田市児童福祉法施行細則第9条に定める額のうちいずれか少ない額とする。ただし、同日までの間ににおいて、当該児童の属する世帯に係る新規則第13条に定める税額等による階層区分に変更があったときは、この限りでない。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の豊田市子ども・子育て支援法施行細則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市子ども・子育て支援法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

#### 附 則（平成27年7月1日規則第53号）

##### （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
(豊田市立保育所管理規則の一部改正)
- 2 豊田市立保育所管理規則（昭和58年規則第3号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

#### 附 則（平成27年10月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成27年12月25日規則第82号）**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則（平成28年3月30日規則第38号）**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第4までの改正規定は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則（平成28年9月16日規則第83号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則（平成28年12月26日規則第93号）**

**（施行期日）**

1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

**（経過措置）**

2 施行日前から引き続き特定教育・保育（特定保育所が行う特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）又は特定地域型保育を利用する小学校就学前子どもの保護者の控除額は、平成29年8月31日までの間は、改正後の豊田市子ども・子育て支援法施行細則（以下「新規則」という。）別表第1から別表第4までの規定（備考を除く。）にかかわらず、当該小学校就学前子どもの学齢の区分に応じ、新規則別表第1から別表第4までに定める額又は改正前の豊田市子ども・子育て支援法施行細則（以下「旧規則」という。）別表第1から別表第4までに定める額のうちいずれか少ない額とする。ただし、同日までの間において、当該小学校就学前子どもの属する世帯に係る新規則別表第1から別表第4までに定める世帯の階層区分の変更又は市町村民税の所得割額の増額があったときは、この限りでない。

3 施行日前から引き続き特定保育所が行う特定教育・保育（保育に限る。）を利用する小学校就学前子どもの保護者から徴収する保育料の額は、平成29年8月31日までの間は、新規則別表第2の規定（備考を除く。）にかかわらず、当該小学校就学前子どもの学齢の区分に応じ、新規則別表第2に定める額又は旧規則別表第2に定める額のうちいずれか少ない額とする。ただし、同日までの間において、当該小学校就学前子どもの属する世帯に係る新規則別表第2に定める世帯の階層区分の変更又は市町村民税の所得割額の増額があったときは、この限りでない。

別表第1（第13条関係）

控除額表

	世帯の階層区分	控除額（月額）	
		3歳児	4歳以上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B01	当該年度分の市町村民税非課税 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、政令第4条第4項に規定する要保護者等に該当する場合（以下「要保護者等」という。）の世帯以外の世帯（以下「一般世帯」という。）	0	0
B91	要保護者等の世帯	0	0
C01	当該年度分 48,600円未満 一般世帯	0	0
C91	の市町村民 要保護者等の世帯	0	0
C02	税課税世帯 48,600円以上 5一般世帯	1,000	1,000
C92	であって、7,700円未満 要保護者等の世帯	0	0
C03	その市町村 57,700円以上 7一般世帯	6,000	6,000

C9 3	民税の所得	7, 101円未満	要保護者等の世帯	2, 500	2, 500
D0 1	割額の区分	77, 101円以上	97, 000円未満	12, 000	8, 000
D0 2	が次の区分 に該当する	97, 000円以上	169, 000円未 満	12, 000	8, 000
D0 3	もの(A階層 を除く。)	169, 000円以上		12, 000	8, 000

#### 備考

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課税する所得割を除く。）を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用しない。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により計算する。
- 3 控除額（月額）の欄において、「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。
- 4 4月1日から同月の入園式の日の前日までの間に保育を利用しない場合は、この表により定めた控除額に25分の16を乗じて得た額を同月分の控除額とし、3月の卒園式の日の翌日から同月31日までの間に保育を利用しない場合の同月分の控除額についても同様とする。
- 5 7月21日から同月31日までの間に保育を利用しない場合は、この表により定めた控除額に25分の16を乗じて得た額を同月分の控除額とし、8月1日から同月31日までの間に保育を利用しない場合の同月分の控除額は、0円とする。
- 6 月の途中で入園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の初日に

入園した者を除く。) 又は月の途中で退園した小学校就学前子ども (土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日に退園した者を除く。) の当該月に係る控除額は、この表により定めた控除額に、入園の場合はその月の入園日からの日数 (日曜日及び祝日を除く。以下この項及び次項において同じ。) を乗じて得た額を、退園の場合は退園の日までの日数を乗じて得た額を、それぞれ 25 日で除して得た額とする。この場合において、入園の日から又は退園の日までの日数は、25 日を上限とする。

7 前項後段の規定にかかわらず、次に掲げる控除額にあっては、同項の日数は、16 日を上限とする。

- (1) 4月の入園式の日の翌日以後に入園した小学校就学前子どもの同月分の控除額
- (2) 4月1日から同月の入園式の前日までの間において保育を利用しない場合で入園式の日以後に退園した小学校就学前子どもの同月分の控除額
- (3) 3月の卒園式の日以前に退園した小学校就学前子どもの同月分の控除額
- (4) 3月の卒園式の日の翌日から同月31日までの間において保育を利用しない場合で卒園式の日以前に入園した小学校就学前子どもの同月分の控除額
- (5) 7月20日以前に退園した小学校就学前子どもの同月分の控除額
- (6) 7月21日から同月31日までの間において保育を利用しない場合で同月20日以前に入園した小学校就学前子どもの同月分の控除額

8 DO 1階層、DO 2階層又はDO 3階層の区分に属する世帯において小学校就学前子ども又は小学校の第1学年から第3学年までに在学する子ども (以下「小学校第3学年終了前子ども」という。) を2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る控除額 (月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。) は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者であるとき この表に定める額
- (2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、養

育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第2番目の年長者であるとき この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第3番目以後の年長者であるとき 0円

9 CO1階層、CO2階層又はCO3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る控除額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。次項において同じ。）は、前項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは、「特定被監護者等」とする。

10 C91階層、C92階層又はC93階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る控除額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者であるとき この表に定める額

(2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者から数えて第2番目以後の年長者であるとき 0円

11 A階層又はB91階層の区分に属する世帯以外の世帯が午前8時30分前又は午後3時後に保育を利用する場合は、この表に定める控除額にそれぞれ次の表に定める額を加算する。ただし、開所時間を午前8時から午後4時までと定めている保育所において午前8時30分前に保育を利用する場合の加算額は、月額500円とする。

区分	加算額（月額）
午前7時30分から午前8時30分までの間に保育を利用する場合	1,000円
午後3時から午後4時までの間に保育を利用する場合	1,000円
午後3時から午後5時までの間に1時間を超えて保育を利用する場合	2,000円

る場合	
午後3時から午後6時までの間に2時間を超えて保育を利用する場合	3,000円
午後3時から午後7時までの間に3時間を超えて保育を利用する場合	4,000円

12 A階層又はB9 1階層の区分に属する世帯以外の世帯が豊田市立保育所管理規則（昭和58年規則第3号。以下「保育所管理規則」という。）第7条第1項第2号から第4号までの規定に該当しない土曜日に保育を利用する場合は、この表に定める控除額に月額1,600円を加算する。ただし、土曜日の開所時間を午前8時から正午までと定めている保育所において保育を利用する場合の加算額は、月額800円とする。

13 前2項に規定する加算額（次項から第16項までにおいて単に「加算額」という。）については、第6項、第8項及び第9項の規定を準用する。

14 B0 1階層、C9 1階層、C9 2階層又はC9 3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る加算額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の加算額を除く。）は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者であるとき 前3項の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額

(2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者から数えて第2番目以後の年長者であるとき 0円

15 控除額及び加算額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、それこれを切り捨てる。

16 養育里親等（政令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。）の控除額及び加算額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

17 4月分から8月分までの控除額の決定に際してこの表の規定を適用する場合に

おいては、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

18 控除額の算定において法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第30条第2項第2号及び第4号並びに附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する政令で定める額を超える場合は、当該政令で定める額を控除額とする。

別表第2 (第13条、第15条関係)

控除額・保育料表

世帯の階層区分		控除額・保育料(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
B01	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層を除く。)	一般世帯	0	0
B91		要保護者等の世帯	0	0
C01	当該年度分の	48,600円未満	一般世帯	4,000
C91	市町村民税課税世帯		要保護者等の世帯	1,500
C02	であつて、その	48,600円以上57,700円未満	一般世帯	6,000
C92	市町村		要保護	1,000
				1,000
				0
				0

民税の 所得割		者等の 世帯			
003	額の区分が次に該当するもの	57,700円以上 7,101円未満	一般世帯 要保護者等の世帯	12,000 5,500	6,000 2,500
093					2,500
D01	の(A階層を除く。)	77,101円以上 0円未満	97,000円以上 0円未満	18,000 37,000	12,000 12,000
D02					8,000
D03		169,000円以上		47,000	12,000
					8,000

#### 備考

- 1 地方税法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課税する所得割を除く。）を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用しない。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により計算する。
- 3 控除額・保育料（月額）の欄において、「3歳未満児」とは当該年度の4月1日において満4歳に達しない者を、「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。
- 4 4月1日から同月の入園式の日の前日までの間に保育を利用しない場合は、この表により定めた控除額・保育料（以下この表において「控除額等」という。）に2

5分の16を乗じて得た額を同月分の控除額等とし、3月の卒園式の日の翌日から同月31日までの間に保育を利用しない場合の同月分の控除額等についても、同様とする。

5 7月21日から同月31日までの間に保育を利用しない場合は、この表により定めた控除額等に25分の16を乗じて得た額を同月分の控除額等とし、8月1日から同月31日までの間に保育を利用しない場合は、同月分の控除額等は、0円とする。

6 月の途中で入園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の初日に入園した者を除く。）又は月の途中で退園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日に退園した者を除く。）の当該月に係る控除額等は、この表により定めた控除額等に、入園の場合は当該月の入園の日からの日数（日曜日及び祝日を除く。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額を、退園の場合は退園の日までの日数を乗じて得た額を、それぞれ25日で除して得た額とする。この場合において、入園の日から又は退園の日までの日数は、25日を上限とする。

7 前項後段の規定にかかわらず、次に掲げる控除額等にあっては、前項の日数は16日を上限とする。

（1） 4月の入園式の日の翌日以後に入園した小学校就学前子どもの同月分の控除額等

（2） 4月1日から同月の入園式の前日までの間において保育を利用しない場合で入園式の日以後に退園した小学校就学前子どもの同月分の控除額等

（3） 3月の卒園式の日以前に退園した小学校就学前子どもの同月分の控除額等

（4） 3月の卒園式の日の翌日から同月31日までの間において保育を利用しない場合で卒園式の日以前に入園した小学校就学前子どもの同月分の控除額等

（5） 7月20日以前に退園した小学校就学前子どもの同月分の控除額等

（6） 7月21日から同月31日までの間において保育を利用しない場合で同月20日以前に入園した小学校就学前子どもの同月分の控除額等

8 D01階層、D02階層又はD03階層の区分に属する世帯において小学校就学前子ども又は小学校の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3

学年終了前子ども」という。) を2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設を利用する3歳児及び4歳以上児(以下「3歳以上児」という。)に係る控除額等(月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額等を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者であるとき この表に定める額
- (2) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第2番目の年長者であるとき この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第3番目以後の年長者であるとき 0円

9 CO1階層、CO2階層又はCO3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設を利用する3歳以上児に係る控除額等(月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。)は、前項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは、「特定被監護者等」とする。

10 CO3階層、DO1階層、DO2階層又はDO3階層の区分に属する世帯において小学校就学前子どもを2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児に係る控除額等(月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。)は、第8項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児」とあるのは「当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児」と、「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは「養育している小学校就学前子ども」とする。

11 CO1階層又はCO2階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児に係る控除額等(月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。)は、第8項各号のとおりとする。この場合において、同項各

号中「当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児」とあるのは「当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児」と、「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」とする。

12 G9 1階層、G9 2階層又はG9 3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る控除額等（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者であるとき この表に定める額
- (2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者から数えて第2番目以後の年長者であるとき 0円

13 A階層又はB9 1階層の区分に属する世帯以外の世帯が午前8時30分前又は午後3時後に保育を利用する場合は、この表に定める控除額等にそれぞれ次の表に定める額を加算する。ただし、開所時間を午前8時から午後4時までと定めている保育所において午前8時30分前に保育を利用する場合の加算額は、月額500円とする。

区分	加算額（月額）
午前7時30分から午前8時30分までの間に保育を利用する場合	1,000円
午後3時から午後4時までの間に保育を利用する場合	1,000円
午後3時から午後5時までの間に1時間を超えて保育を利用する場合	2,000円
午後3時から午後6時までの間に2時間を超えて保育を利用する場合	3,000円
午後3時から午後7時までの間に3時間を超えて保育を利用する場合	4,000円

14 A階層又はB9 1階層の区分に属する世帯以外の世帯が保育所管理規則第7条第

1項第2号から第4号までの規定に該当しない土曜日に保育を利用する場合は、この表に定める控除額等に月額1,600円を加算する。ただし、土曜日の開所時間を午前8時から正午までと定めている保育所において保育を利用する場合の加算額は、月額800円とする。

15 前2項に規定する加算額（次項及び第17項において「加算額」という。）については、第6項及び第8項から第11項までの規定を準用する。

16 B01階層、C91階層、C92階層又はC93階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る加算額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の加算額を除く。）は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者であるとき 前3項の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額

(2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者から数えて第2番目以後の年長者であるとき 0円

17 控除額等及び加算額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り捨てる。

18 4月分から8月分までの控除額等の決定に際してこの表の規定を適用する場合においては、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

19 控除額等の算定において法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第1号及び第4号に規定する政令で定める額を超える場合は、当該政令で定める額を控除額等とする。

別表第3（第13条関係）

控除額表

世帯の階層区分	控除額（月額）		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	円	円	円

A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0
B0 1	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層を除く。)	一般世帯	3. 300	3. 300	3. 300
B9 1		要保護者等の世帯	0	0	0
C0 1	当該年度分の市町村民税課税世帯	48, 600円未満 一般世帯	10. 600	6. 600	6. 600
C9 1		要保護者等の世帯	4, 800	3, 300	3, 300
C0 2	であつて、その所得割額の区分が次の区分に該当するもの(A階層を除く。)	48, 600円以上57, 700円未満 一般世帯	12. 600	7, 600	7, 600
C9 2		要保護者等の世帯	5. 800	3. 300	3. 300
C0 3		57, 700円以上77, 101円未満 一般世帯	18. 600	12. 600	12. 600
C9 3		要保護者等の世帯	8. 800	5. 800	5. 800
D0 1		77, 101円以上97, 000円未満	24. 600	18. 600	14. 600
D0 2		97, 000円以上	169. 0	43. 600	18. 600
					14. 600

D03	00円未満			
	169,000円以上	53,600	18,600	14,600

#### 備考

- 1 地方税法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課税する所得割を除く。）を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用しない。
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により計算する。
- 3 控除額（月額）の欄において、「3歳未満児」とは当該年度の4月1日において満4歳に達しない者を、「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。
- 4 月の途中で入園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の初日に入園した者を除く。）又は月の途中で退園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日に退園した者を除く。）の当該月に係る控除額は、この表により定めた控除額に、入園の場合は当該月の入園の日からの日数（日曜日及び祝日を除く。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額を、退園の場合は退園の日までの日数を乗じて得た額を、それぞれ25日で除して得た額とする。この場合において、入園の日から又は退園の日までの日数は、25日を上限とする。
- 5 D01階層、D02階層又はD03階層の区分に属する世帯において小学校就学前子ども又は小学校の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年終了前子ども」という。）を2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設を利用する3歳以上児に係る控除額（月の途中から養育を始めたことにより2人

以上となる場合の当該月の控除額等を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者であるとき この表に定める額
- (2) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第2番目の年長者であるとき この表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第3番目以後の年長者であるとき 0円

6 CO 1階層、CO 2階層又はCO 3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設を利用する3歳以上児に係る控除額(月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。)は、前項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは、「特定被監護者等」とする。

7 CO 3階層、DO 1階層、DO 2階層又はDO 3階層の区分に属する世帯において小学校就学前子どもを2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児に係る控除額(月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。)は、第5項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児」とあるのは「当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児」と、「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは「養育している小学校就学前子ども」とする。

8 CO 1階層又はCO 2階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児に係る控除額(月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。)は、第5項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児」とあるのは「当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児」と、「養育している小学校

第3学年終了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」とする。

9 BO 1階層、C9 1階層、C9 2階層又はC9 3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る控除額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者であるとき この表に定める額
- (2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特定被監護者等のうち、最年長者から数えて第2番目以後の年長者であるとき 0円

10 控除額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

11 4月分から8月分までの控除額の決定に際してこの表の規定を適用する場合においては、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

12 控除額の算定において法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する政令で定める額を超える場合は、当該政令で定める額を控除額とする。

別表第4（第13条関係）

控除額表

世帯の階層区分	控除額（月額）		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0
BO 1 当該年度分の市町村民税非課税世帯（A階層を除く。）	一般世帯	1,800	1,800

B9 1		要保護者等の世帯	0	0	0
C0 1	当該年度分の	48,600円未満	一般世帯	7,600	3,600
C9 1	市町村民税課税世帯		要保護者等の世帯	3,300	1,800
C0 2	であつて、その	48,600円以上57,700円未満	一般世帯	9,600	4,600
C9 2	市町村民税の所得割		要保護者等の世帯	4,300	1,800
C0 3	額の区分が次	57,700円以上77,101円未満	一般世帯	15,600	9,600
C9 3	の区分に該当するも		要保護者等の世帯	7,300	4,300
D0 1	の(A階層を除く。)	77,101円以上0円未満	97,000円以上169,000円未満	21,600	15,600
D0 2			169,000円以上	40,600	11,600
D0 3				50,600	11,600

#### 備考

- 1 地方税法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課税する所得割を除く。）を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用しない。

- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者の市町村民税の額は、当該保護者の申請に基づき、当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により計算する。
- 3 控除額（月額）の欄において、「3歳未満児」とは当該年度の4月1日において満4歳に達しない者を、「3歳児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満4歳に達する者を、「4歳以上児」とは当該年度の4月1日から3月31日までの間に満5歳又は満6歳に達する者をいう。
- 4 月の途中で入園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の初日に入園した者を除く。）又は月の途中で退園した小学校就学前子ども（土曜日を除く当該月の開園日の最終日に当たる日に退園した者を除く。）の当該月に係る控除額は、この表により定めた控除額に、入園の場合は当該月の入園の日からの日数（日曜日及び祝日を除く。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額を、退園の場合は退園の日までの日数を乗じて得た額を、それぞれ25日で除して得た額とする。この場合において、入園の日から又は退園の日までの日数は、25日を上限とする。
- 5 D01階層、D02階層又はD03階層の区分に属する世帯において小学校就学前子ども又は小学校の第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年終了前子ども」という。）を2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設を利用する3歳以上児に係る控除額（月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額等を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者であるとき この表に定める額
- (2) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第2番目の年長者であるとき この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児が、養育している小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者から数えて第3番目以後の年長者であるとき 0円

6 CO 1階層、CO 2階層又はCO 3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設を利用する3歳以上児に係る控除額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。）は、前項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは、「特定被監護者等」とする。

7 CO 3階層、DO 1階層、DO 2階層又はDO 3階層の区分に属する世帯において小学校就学前子どもを2人以上養育している場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児に係る控除額（月の途中から養育を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。）は、第5項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児」とあるのは「当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児」と、「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは「養育している小学校就学前子ども」とする。

8 CO 1階層又はCO 2階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児に係る控除額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。）は、第5項各号のとおりとする。この場合において、同項各号中「当該特定教育・保育施設を利用する3歳以上児」とあるのは「当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する3歳未満児」と、「養育している小学校第3学年終了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」とする。

9 BO 1階層、C9 1階層、C9 2階層又はC9 3階層の区分に属する世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもに係る控除額（月の途中から監護を始めたことにより2人以上となる場合の当該月の控除額を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特

定被監護者等のうち、最年長者であるとき この表に定める額

(2) 当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもが、特  
定被監護者等のうち、最年長者から数えて第2番目以後の年長者であるとき 0  
円

- 10 控除額の算定において100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 11 4月分から8月分までの控除額の決定に際してこの表の規定を適用する場合に  
おいては、同表中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 12 控除額の算定において法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第2  
9条第3項第2号並びに第30条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する政令  
で定める額を超える場合は、当該政令で定める額を控除額とする。

豊田市社会福祉課  
支給認定申請(提出)書

様式第1号(第4条関係)

保護者	住所	姓氏	性別	年齢	職業	個人番号
		姓氏	性別	年齢	職業	個人番号

姓氏	名前	性別	生年月日	学年	学年	個人番号
姓氏	名前	性別	生年月日	学年	学年	個人番号

児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)
児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)
児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)
児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)
児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)
児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)
児童の状況	姓氏	名前	性別	生年月日	個人番号	勤務先部局等(電話番号)

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 介護施設等
生活保護の適用の有無	<input type="checkbox"/> 適用なし	<input type="checkbox"/> 適用あり(年月日: 生保開始)

保護者の実情を必要とする項目
① 家庭保育は可能であるが、両世代の見疎との協同保育を希望するため
② 保護者が次の理由でできないため
父: <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動
母: <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動
その他 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他( )

※保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)を添付してください。

税情報等の提供に当たっての同意欄
豊田市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な戸別収入税の情報(年一括収入を含みます)及び世帯情報を開示すること、並びにその内容に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に掲示することについて、同意します。

保護者氏名

(印)

様式第2号（第5条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定結果通知書

年月日

豊田市長

次のとおり、支給認定結果を通知します。

記

処分氏名	.....
保護者氏名	.....
支給認定結果	.....
支給認定区分	.....
支給認定不行の場合は理由	.....

数示する。この結果は、豊田市長が豊田市に起訴する場合の参考となるものである。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に豊田市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることがなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合は、上の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告とするこの処分の取消しの訴えを提起することができるきます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができるます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

## 様式第3号(第5条関係)

施設迎給付費、地域型保育給付費等支給認定証	
児童氏名 及び生年月日	佐藤 智子 1980年1月1日
保護者名 及び生年月日	佐藤 伸一 1950年1月1日
住 所	東京都豊島区西巣鴨1丁目1番地
認定証番号	豊川市認定証第001号
支給認定期分	平成25年1月
休育必要量	150分
保育の必要性 にかかる手数料	1,500円
認定有効期間	平成25年1月1日～平成25年3月31日
受取年月日	平成25年1月1日
豊川市長	

- 法定事由によるもので、下記のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に連絡を取らなければなりません。
- 申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出してください。
  - 支給認定期間中であっても、認定基準に該当しなくなった場合には認定を解除します。
  - 支給認定申請内容の変更、又交付の場合において、前に発行の支給認定証が本認定であるときは、速やかに市長に返還してください。

横浜市立保育園入園登録書  
様式第3号の2(第5条関係)

教育・保育施設等利用申込書

登録者 性別 住所		氏名 ..... 姓 ..... 韓語(自他) ..... 指定電話(父) 拂達電話(母)			
登録者 姓 名	アリガナ アリカ	性別 男 生年月日 女 年月日	出生年月日 (4月1日現在の年齢)		
希望園名	第1希望 第2希望 第3希望				
看護要 求 理由	1.自宅に近い 2.駅徒歩10分以内 3.駅徒歩15分以内 4.駅徒歩20分以内 1.自宅に近い 2.駅徒歩10分以内 3.駅徒歩15分以内 4.駅徒歩20分以内 1.自宅に近い 2.駅徒歩10分以内 3.駅徒歩15分以内 4.駅徒歩20分以内 その他の理由				
看護保 育期間	年 月 日から 年 月 日まで				
看護保 育時間	(平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分				
勤務状況	父	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分
	母	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分
	夫婦	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分	就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分
既往歴 父母の状況	父親 住所・電話 母親 住所・電話 誕生日 父母 祖父母 おじ おば おじ おば				就業時間 (平日) ～時 分～時 分 (土曜日) ～時 分～時 分 (平日) ～時 分～時 分

【次に示す、登録料金に係ることのない保育料の換算を用いた中山書類】  
私は、見送玉当給付2.1条第1項の規定に基づき、豊田市長から支給を受ける料金手当等(見送玉当及び特別給付)をいれます。以下同様です。この額から、市が充てた保育料の納入につき、市が返済と認める額を当該保育料手当等の支給額と充てて支払に充てる旨を申し出ます。なお、中山の被子又は市内に移転等を行わない限りにおいて、本申込は無効とし、見送玉当等からも費用の支拂に充てるものとします。

氏名 (父) (母) (夫) (妻)

記入いただいた内容は、教育・保育施設等利用登録並びに使用いたしません。この申込書は、市被嘱託保育及び在籍する教諭・保育施設等幼稚園、民営幼稚園により児童の在籍する施設が変更になった場合は、新たな施設において保管されます。

様式第3号の3(第6条関係)

左様、ことも同様人間本訴〔在園状況確認〕書

年月日

様、ことも同様人間本訴〔在園状況確認〕書

回

ことも同様人間本訴〔在園状況確認〕書

ことも同様人間本訴〔在園状況確認〕書

(ことも同様の在園状況は、次のとおりです。)

児童姓名	年月日生
國籍及び学齢	國籍
保育の期間	

注意、ことも同様人間本訴〔在園状況確認〕書

- 保育期間中であっても、ことも同様へ入園できる基準に該当しなくなつた場合は、保育を解除し置かなければなりません。
- 教科・体育施設等利用申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにことも同様等を通じて申し出ください。
- 入園後に「保育を必要とする」状態を調査する必要がありますので協力ください。

教示

- この処分に不快がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に豊田市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 1の審査請求に対する裁決を遅延場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長とななります。

なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

1. 審査請求した日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その半裁決を待たいことにつき相当な理由があるとき。

様式第3号の4（第6条附件）

こととも同等人間不承認通知書

豊田市役所  
平成22年1月1日

様

農政局長

印

申込みがありましたことを照準の入闇について、次の理由により入闇できませんので、  
通知します。

児童名	こととも園
生年月日	平成21年1月1日
入闇不承認の理由	こととも園

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に豊田市役所に対して審査請求を出すことができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 1の審査請求に対する裁決を満了の場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。  
なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を終結してこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は工事の続行により生ずる差し押手を避けた緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないと正當な理由があるとき。

様式第3号の5(第6条関係)

船名(記入) 転回希望日(記入)  
この欄に記入するときは、航路、航國、航港者

姓(記入)

記入上の注意 太枠の中の欄に入れてください。

係議者住所	監査	氏名
監査名	生年月日	歳児
國名	返國希望日	
変更の希望國	入國希望日(変更の場合)	
追回理由		
船籍元(変更の場合)	電話(変更の場合)	
開港意気	開港名	
摘要		

## 様式第3号の6(第6条同様)

## 保育解除通知書

様

豊田市長

次の児童についての保育を解除しますので道筋します。

児童名	生年月日
園名	保育の解除年月日
保育の解除の理由	

教示  
1、この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に豊田市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2、1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に豊川市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊山市を代表する者は、豊山市長となります。

なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して1年を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を蒙けるため緊急の必

要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにべき正当な理由があるとき。

ふり

ふり

様式第4号（第7条同様）

年月日、  
市長、

（支給権）の認定に係る保育料等通知書

（支給権）の認定に係る保育料等通知書

（支給権）の認定に係る保育料等通知書

次のとおり、支給認定に係る保育料等に関する各項について通知します。

原 姓 氏 名	年 月 日
固名及び字前	.....
支給被戻区分	.....
保育必要量	.....
保育の期間	.....
	市の陸路
	金額
保育料 等	月額

注意  
（支給権）の認定に係る保育料等通知書

1. 1日前8時30分前後しくは午後3時後に延長して保育を希望するとき又は上記の保育を希望するときは、上記金額に当該延長に係る保育料等を加算します。ただし、A階層及び子・文子等層等に該当するB階層は、除きます。
2. 上記金額及び1の延長に係る保育料等以外に、各園で認定する費用が別途必要になる場合があります。
3. 保育料等の算定の基礎となる歳額が更正されたときは、速やかにその旨を加付してください。

教示  
（支給権）の認定に係る保育料等通知書

1. この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して2月以内に、豊田市長に対して審査請求をすることが出来ます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。
2. この処分に不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると本件の取消しの訴えを提起することができなくなります。
3. 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

様式第6号(第8条関係)

支給審定変更申請書

提出年月日 年 月 日

提出者(様) お名前(ふりがな)、性別、年齢、生年月日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定内容の変更を申請します。

(住所)	
保護者	(氏名) (年齢) (性別) (生年月日) (年 月 日) (個人番号)
(連絡先)	
児童	固有名 (年齢) (性別) (生年月日) (年 月 日) (個人番号)
児童	固有名 (年齢) (性別) (生年月日) (年 月 日) (個人番号)
児童	固有名 (年齢) (性別) (生年月日) (年 月 日) (個人番号)

変更する内容	① 保育の必要性の認定に係る事由の変更(①欄を記入してください。)
変更する内容	② 世帯構成の変更(②欄を記入してください。)
複数選択可	③ 保護者の現状変更(必要な見本にて就労証明書等を添付してください。)
	④ その他( )

①保育の必要性に係る事由

保育の実施理由の変更	□保育を必要とする児童で申請したが契約保育としての申請に変更する。 □契約保育として申請したが保育を必要とする児童としての申請に変更する。 (保育を必要とする証明(就労証明書等)を添付してください。) □変更前に引き続き保育を必要とする状態だが、その保育実施理由を変更する。 (新たな保育を必要とする証明(就労証明書等)を添付してください。)
------------	---

②世帯構成の変更

事由	①婚姻 ②離婚 ③同居 ④別居 ⑤死亡 ⑥その他( )
事由発生日	年 月 日
変更内容	氏名 続柄 個人番号 正帯の増減、その他
	(アリガナ) 増・減(その他)
生活保護の廃止の有無	適用終了( 年 月 日) 適用有り( 年 月 日) 保護開始( )
家庭の状況	ひとり親家庭 ( ) 五世記以外 ( )

様式第7号(第9条関係)

支給額変更通知書

子ども・子育て支援法第2・3条第4項の規定により、下記のとおり、支給額変更を実施することを通知します。なお、現在お持ちの支給額証券を下記の期日迄に返却するようお願いします。

記

1 対象児童名

2 変更内容

3 送達先

返還期限

担当  
底款

様式第8号(第10条関係)

平成22年1月1日

様

支給認定取消通知書

豊田市長

下記のとおり、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、支給認定を取り消すことを通知します。今後、現在お持ちの支給認定証を下記の期日までに返還するようお願いします。

記

1. 対象児童名

2. 理由

3. 返還期限

返還先

返還期限

担当

連絡

様式第9号(第11表)参考  
支給認定変更届出書

名前(漢)

保護者氏名(漢)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定内容の変更を届け出ます。

姓 名 (フリガナ)	氏名 (生年月日) 年 月 日生	個人番号 登録番号	年齢 歳	性別 男・女
保 護 者 (氏名) (連絡先)				
	(年年月日) 年 月 日生			
	(個人番号)			

① 保護者の氏名、住所等の変更  
 ② 子どもの氏名、保護者との続柄等の変更  
 ③ その他の変更

① 保護者の氏名、住所等の変更

保護者	変更前	変更後
氏名		
住所		

② 子どもの氏名、保護者との続柄等の変更

子ども	変更前	変更後
氏名		
保護者との続柄		

③ その他の変更

変更内容	変更前	変更後
1.		
2.		

様式第10号(第12条関係)

支給認定証再交付申請書

年 月 日

郵便番号

保護者氏名

(印)

次のように、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定証の再交付を申請します。

児童名 (フリガナ)	氏名 (フリガナ)	生年月日 年・月・日生	個人番号 年生月日生	性別 男・女	学年 1年生の年齢	保護者名 (フリガナ)	氏名 (フリガナ)	生年月日 年・月・日生	個人番号 年生月日生	性別 男・女	児童との続柄	
保護者 住所・連絡先 (連絡先)	(住所)											

甲持の理由

- 1 支給認定証の破れ、汚れ
- 2 支給認定証の紛失
- 3 その他

様式第4-1号(第16条関係)

こども園等に係る保育料等減免申請書

年 月 日

署名

こども園等に係る保育料等について、次のとおり減免を申請します。

保護者住所	保護者氏名
園名	児童氏名 生年月日 年 月 日 現在の保育料等 月額
園名	児童氏名 生年月日 年 月 日 現在の保育料等 月額
園名	児童氏名 生年月日 年 月 日 現在の保育料等 月額
保育料等の減免を必要とする理由	

注意

- 1 保育料等の減免を必要とする理由を明記する旨類を添付してください。
- 2 保育料等の減免を必要とする理由を明記する旨類は、署名と共に提出してください。

様式第12号(第20条同様)

## 特定教育・保育施設確認申請書

平成~~年~~月~~日~~

姓、氏、名、性別

新宿区

申請者名(称)

代表者名

子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する教育・保育施設に係る権利を受けたいので、下記のとおり、捺印書類を添えて申請します。

法人等登録情報	
法人等名稱	新宿区立保育園
本たる事務所の所在地・連絡先(ビルの名称等)	(郵便番号)160-0023 (都道府県)東京都 (市区町村)新宿区
法人等の種別	法人登記番号
代表者の氏名	代表者の氏名
代表者生年月日	年月日(満歳) 代表就任年月日 年月日
代表者の住所・連絡先(ビルの名称等)	(郵便番号)160-0023 (都道府県)東京都 (市区町村)新宿区
事業者番号	登記番号
事業者登記年月日	年月日
事業者登記区分	分
教育・保育施設の長	<input type="checkbox"/> 認定こども園(幼稚園機関) <input type="checkbox"/> 認定こども園(保育所型) <input type="checkbox"/> 認定こども園(地方機関型) <input type="checkbox"/> 幼稚園(上記を除く) その他(上記を除く)
添付様式	
<input type="checkbox"/> 認定こども園(幼稚園機関) 付表1	
<input type="checkbox"/> 認定こども園(保育所型) 付表2	
<input type="checkbox"/> 認定こども園(地方機関型) 付表3	
<input type="checkbox"/> 幼稚園(上記を除く) 付表4	
その他(上記を除く) 付表5	

付表1 認定こども園(幼稚連携型)の認認に係る記載事項

施設名					
施設の所在地 ・ 連絡先	(郵便番号) 都道府県 市町区 (ビルの名称等)				
園長の氏名 ・ 在年月日	氏名	性別	生年月日	年齢(満歳)	
園長就任年月日	年 月 日				
児童の免許・資格	○有り(教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)・保健師免許) ○無				
職員の住所 ・ 連絡先	(郵便番号) 都道府県 市町区 (ビルの名称等)				
課外年月日	年 月 日				
開所曜日	1号	日・月・火・水・木・金・土	2号・3号	日・月・火・水・木・金・土	
開所時間	半日	時 分 ~ 時 分	1号	時 分 ~ 時 分	
	午前	時 分 ~ 時 分	2号	時 分 ~ 時 分	
	午後	時 分 ~ 時 分	3号	時 分 ~ 時 分	
休園日	例)夏季休園日○書Q月~六月八日、○○行事の振替休日○月第八曜日				
認定員	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
※( )内が認定員の 補助する児童数を 記入する	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	人	人	人	人	人
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

認可一定員	1号認定		2号認定		3号認定	
	人	人	人	人	人	人
給食の実施状況	登録(1学級当たり、1日1人以上)有り無り		登録(1学級当たり、1日1人以上)有り無り		登録(1学級当たり、1日1人以上)有り無り	
	実施有無		実施有無		実施有無	
	提供日(日・月・火・水・木・金・土・その他)		提供日(日・月・火・水・木・金・土・その他)		提供日(日・月・火・水・木・金・土・その他)	
	提供方法	自園調理	外部搬入	弁当持参	自園調理	外部搬入
その他の事業の実施状況	特別支援教室、障害児保育		延長保育		一時預かり	
	有り無り		有り無り		有り無り	
	朝食開始時間(時分)から(時分)		朝食開始時間(時分)から(時分)		朝食開始時間(時分)から(時分)	
	病児・病後児保育		その他		その他	
料金の利用状況	実費徴収の有(内容・金額)無		実費徴収の有(内容・金額)無		実費徴収の有(内容・金額)無	
	全額徴収の有(内容・理由・金額)無		全額徴収の有(内容・理由・金額)無		全額徴収の有(内容・理由・金額)無	
	料金徴収の有(内容・理由・金額)無		料金徴収の有(内容・理由・金額)無		料金徴収の有(内容・理由・金額)無	
	料金徴収の有(内容・理由・金額)無		料金徴収の有(内容・理由・金額)無		料金徴収の有(内容・理由・金額)無	
職員の状況	職員種別	園長	教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保健教諭
	専従兼務	専従兼務	専従兼務	専従兼務	専従兼務	専従兼務
	常勤職員数	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人
	見渡上の必要人数	人	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年	年
	職員種別	助保育教諭	主幹教諭	養護教諭	養護助教諭	主幹未委嘱教諭
	専従兼務	専従兼務	専従兼務	専従兼務	専従兼務	専従兼務
	常勤職員数	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人
	見渡上の必要人数	人	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年	年



付表2 認定こども園(幼稚園)の施設に係る記載事項

認定こども園	フリガナ				
	施設名				
	園長の氏名・生年月日	フリガナ	姓	生年月日	生年月日
		名		(西暦)	(西暦)
	園長就任年月日				
	園長の免許・資格の有無	有(□教諭免許状(専修免許状又は一種免許状) □保育士資格) 無			
	連絡先	(郵便番号) 郡道府県 郡市 区			
	(ビルの名前等)				
	電話番号			FAX番号	
	フリガナ				
幼稚園	施設名				
	施設の所在地・連絡先	(郵便番号) 郡道府県 郡市 区			
	(ビルの名前等)				
	電話番号			FAX番号	
	アドレス				
	園長の氏名・生年月日	フリガナ	姓	生年月日	生年月日
		名		(西暦)	(西暦)
	園長就任年月日				
	園長の免許・資格の有無	有(□教諭免許状(専修免許状又は一種免許状) □保育士資格) 無			
	連絡先	(郵便番号) 郡道府県 郡市 区			
(ビルの名前等)					
電話番号			FAX番号		
フリガナ					
保育所機能部分	施設名				
	施設の所在地・連絡先	(郵便番号) 郡道府県 郡市 区			
	(ビルの名前等)				
	電話番号			FAX番号	
	アドレス				

施設長の氏名・生年月日		フリガナ	年上日			
		姓 名	生年月日			
保育所機能部分	施設長就任年月日	施設長の免許・資格有無				
	(郵便番号) 都道府県 施設長の住所、連絡先					
	(ビルの名前等) 電話番号	FAX番号				
滞在年月日						
開所曜日	1号	日 時 分	火 時 分	水 時 分	木 時 分	金 時 分
	2号・3号	日 時 分	火 時 分	水 時 分	木 時 分	金 時 分
	4号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
閉所曜日	5号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	6号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	7号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
休憩曜日	8号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	9号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	10号	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
例) 皮条休憩H0月C日～△月△日、○○行事の振替休日△月△日△日						
利用者員数	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
	人	人	人	人	人	
	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	
利用者員数	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
	人	人	人	人	人	
	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	
利用者員数	3号認定	1・2歳児	3歳児	1歳児	0歳児	
	人	人	人	人	人	
	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	( ) 人	
認定可定期員		1号認定	2号認定	3号認定		
		人	人	人		
学年級編制		学級(1学級当たり 人)				

第 二 四 二 一  
施設の運営状況

給食の実施状況	1号認定	実施有無	有( )・無( )						
			有( )・無( )						
			有( )・無( )						
特別支援教育	2号認定	提供日	土・月・火・水・木・金・土・その他( )						
		提供方法	自園調理・外部搬入・弁当持参						
		提供方法	自園調理・外部搬入						
その他の事業の実施状況	2号認定	特別支援教育	算数保育						
		有( )・無( )	有( )・無( )						
		有( )・無( )	( 時 分 ~ 時 分 )						
利用料金	2号認定	未収徴収の有( )・無( )	有( )・無( )						
		未収徴収の有( )・無( )	有( )・無( )						
		未収徴収の有( )・無( )	有( )・無( )						
職員の状況	職種	副園長	教頭						
		専従 兼務	専従 兼務						
		常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員の状況	職種	非常勤	人	人	人	人	人	人	人
		常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人
		基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人
職員の状況	職種	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年
		助教諭	講師						
		常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員の状況	職種	非常勤	人	人	人	人	人	人	人
		常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人
		基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人
職員の状況	職種	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年
		保健士	学校園						
		(幼稚園を除く保育士資格保有者)	学校園	学校園	学校園	学校園	学校園	学校園	学校園
職員の状況	職種	非医療兼務	専従 兼務						
		常勤	人	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員の状況	職種	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人
		基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人
		平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年

職員の状況	調理員	教育補助職員 ・保育補助者	その他職員	直接雇用・派遣の別	
				直接雇用	派遣の別
配置職員数 常勤勤務	寺従 兼 疾 人	寺従 兼 疾 人	寺従 兼 疾 人	直従職員(有効) も教諭又は准教諭	人
非常勤	人	人	人	直従職員(無効)	人
常勤換算後の人数	人	人	人	直従職員(有効)	人
基準上の必要人数	人	人	人	派遣労働者	人
平均就寝年数	年	年	年	も教諭又は准教諭	人
施設設備	敷地全体	園舎	乳児室	保育室	託児室
居室数/面積	面	面	面/坪	面/坪	面/坪
1人当たりの面積			坪/人	坪/人	坪/人
施設設備	園庭(運動場・屋外遊戯場)				
改築履歴	□敷地外	□隣接地	□代替地(□公道 □法場 □寺社境内 □その他)		
面積	全体の面積	坪	坪	坪以上1人当たり面積	坪/人
施設設備	調理室・調理設備				
設備状況	□調理室 □調理設備				
添付書類	申請者の定款、諸附行為、登記事項証明書の写し 設定ごと園の運営計画の写し、創立規約の認可証の写し 建物の構造概要及び平面(各室の用途が分かるもの)、設備の概要(保育室、廊下、廊長、施設長の詳細書) 運営規程(学校教育・保育の理念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他の事業に関する実施内容、走員以上の心臓がある場合の参考基準) 情報を処理するために講ずる措置の概要 従業者の勤務の体制及び勤務形態 当該申請に係る資本に係る資本の状況(収支予算書等) 当該申請に係る施設運営行為及び特例施設登録料金の請求に関する事項 索格並びに該当しないとの誓約書 役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所) 学級編制表 利用系統、利用者に対する訪問記入等の状況 事故発生時の対応 緊急保持のための看置				

付表3 認定こども園(保育所別)の施設に係る記載事項

施設 登録番号	フリガナ		姓 名	
	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
施設長の氏名 生年月日 氏 名	フリガナ	姓 名	姓 名	生年月日 年 月 日 (就 齢)
	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
施設長就任年月日 施設長の免許・資格の有無	有(□教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)・□保健土資格)・無(△)			
	(郵便番号) 都道府県 市町村 区 (ビルの名称等)			
施設長の住所 ・連絡先	電話番号	FAX番号		
	電話番号	FAX番号		
保育所 登録番号	フリガナ		姓 名	
	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
施設の所在地 ・連絡先	(郵便番号) 都道府県 市町村 区 (ビルの名称等)			
	電話番号	FAX番号		
施設長の氏名 生年月日 氏 名	フリガナ	姓 名	姓 名	生年月日 年 月 日 (就 齢)
	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
施設長就任年月日 施設長の免許・資格の有無	有(□教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)・□保健土資格)・無(△)			
	(郵便番号) 都道府県 市町村 区 (ビルの名称等)			
施設長の住所 ・連絡先	電話番号	FAX番号		
	電話番号	FAX番号		

保育園登録申請書

幼稚園機関部分	フリガナ					
	登録番号					
	郵便番号					
	都道府県	群馬県				
	区					
	(ビルの名前等)					
	電話番号			FAX番号		
	アドレス					
	園長の氏名、生年月日					生年月日 年月日 (満歳)
	園長就任年月日					年月日
園長の免許・資格の有無	有(□)無(○)免許状(幼稚免許状又は一種免許状) □保健士資格) 無					
園長の住所・連絡先						
郵便番号						
都道府県	群馬県					
区						
(ビルの名前等)						
電話番号			FAX番号			
開所曜日	1号	日・月・火・水・木・金・土	時 分	～	時 分	
	2号・3号	日・月・火・水・木・金・土	時 分	～	時 分	
	4号	時 分	～	時 分		
	5号	時 分	～	時 分		
	6号	時 分	～	時 分		
開所時間	7号	時 分	～	時 分		
	8号	時 分	～	時 分		
	9号	時 分	～	時 分		
休園日	10号	時 分	～	時 分		
	11号	時 分	～	時 分		
	12号	時 分	～	時 分		
	13号	時 分	～	時 分		
	14号	時 分	～	時 分		
	15号	時 分	～	時 分		
	16号	時 分	～	時 分		
	17号	時 分	～	時 分		
	18号	時 分	～	時 分		
	19号	時 分	～	時 分		
	20号	時 分	～	時 分		
	21号	時 分	～	時 分		
	22号	時 分	～	時 分		
	23号	時 分	～	時 分		
	24号	時 分	～	時 分		
	25号	時 分	～	時 分		
	26号	時 分	～	時 分		
	27号	時 分	～	時 分		
	28号	時 分	～	時 分		
	29号	時 分	～	時 分		
	30号	時 分	～	時 分		
	31号	時 分	～	時 分		
利点(複数可)	1号認定	4歳以上児	3歳児	1歳児	3歳児	
	2人	人	人	人	人	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	2号認定	4歳以上児	3歳児	1歳児	3歳児	
	2人	人	人	人	人	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
	3号認定	4・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	2人	人	人	人	人	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	

認可定員	1号認定			2号認定			3号認定		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
学級編制	常勤	定員	定員	常勤	定員	定員	常勤	定員	定員
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有	無	有	無	有	無	無
	提供方法	自園調理	外部搬入	弁当持参					
2号認定	提供方法	自園調理	外部搬入						
その他事業の実施状況	院内保育	延長保育	一時預かり						
	有	無	有	無	有	無	有	無	無
	預託料開発金	預託料開発金	分からず	(時 分)	(時 分)	(時 分)			
	病児・病後児保育	病児・病後児保育	その他						
	有	無	有	無	有	無	有	無	無
	相談型	相談型	相談型						
利用料	実費徴収の有り	有(内容)	無	有(内容)	無	無	有(内容)	無	無
	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り	乗せ徴収の有り
職員の状況	職種		土木保育士	保育士	医師(准看護師)	看護員	教諭		
	非常勤	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従
配置員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	職種		その他の職員	直接雇用・派遣の別					
	専従	兼務	直接雇用(有効)	人					
配置員数	常勤	人	うち保育士	人					
	非常勤	人	直接雇用(無効)	人					
	常勤換算後の人数	人	うち保育士	人					
基準上の必要人数	人	派済労働者	人						
平均経験年数	年	うち保育士	人						

	一般 備	敷地全体	園舎	乳児室	活あく室	保育室	遊戯室
施設設備	居宅教／面接	□	□	□	室／ <input checked="" type="checkbox"/> 室／ <input type="checkbox"/>	室／ <input type="checkbox"/> 室／ <input type="checkbox"/>	室／ <input type="checkbox"/>
	人当たりの面積	□	□	□	□	□	□
一般 備	□	□	□	□	□	□	□
設置場所	□敷地内 □二階以上地 □代替地(□公園 □広場 □寺社境内 □その他)	□	□	□	□	□	□
面積	□全体の面積	□	□	□	□	□	□
一般 備	□	□	□	□	□	□	□
設置状況	□	□	□	□調理室	□	□調理設備	□

申請者の定款、省附行為、登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合のみ)、認定ことと同様に施設部の写し、保育所の認可証の写し、施設の構造概要及び個別面接室の用途が分かるもの、設備の概要(面積、廊長、施設費の経験者)、運営規程(学校教育・保育の理念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他の事業に関する実施内容、並且て以上の内容がある場合の運営計画)、苦情を処理するために講ずる措置の概要、従業者の勤務の体制及び勤務形態、当該申請に係る事業に係る資本の状況(取扱予算書等)、当該申請に係る新設型給付費及び特例新設型給付費の請求に関する事項、契約事項に該当しない旨の誓約書、役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所)、字綴録制表、利用手続、利用者に対する再確認券等の状況、事故発生時の対応、化粧品保持のための措置。

付表4 認定こども園(地方裁量型)の確認に係る記載事項

認定こども園	フリガナ			
	施設名稱			
	園長の氏名、生年月日	フリガナ 氏名	生年月日 (西暦) (満歳)	
	園長就任年月日			
	園長の免許・資格の有無	有(二教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)・二保育士資格)、無		
	園長の住所・連絡先	(郵便番号) 郡道 市区 (府県) 区 (ビルの名称等)		
	電話番号	FAX番号		
幼稚園機能部部分	フリガナ			
	施設名稱			
	施設の所在地・連絡先	(郵便番号) 郡道 市区 (府県) 区 (ビルの名称等)		
	園長の氏名、生年月日	フリガナ 氏名	生年月日 (西暦) (満歳)	
	園長就任年月日			
	園長の免許・資格の有無	有(二教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)・二保育士資格)、無		
園長の住所・連絡先	(郵便番号) 郡道 市区 (府県) 区 (ビルの名称等)			
	電話番号	FAX番号		

シリガニ					
保育所機能部分	施設名・称				
	(郵便番号) 郡道府県	都道府県 郡市 区			
	施設の所在地 ・連絡先	(ビルの名称等)			
	電話番号	FAX番号			
	アドレス				
	施設長の氏名 生年月日	フリガナ	年月日	年月日	
	氏名		年月日	(誕生日)	
	施設長就任年月日				
	施設長の資格の有無	有(○)教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)無(×)			
施設長の住所 ・連絡先	(郵便番号) 都道府県 郡市 区				
施設長の住所 ・連絡先	(ビルの名称等) 電話番号 FAX番号				
誕生日	年月日				
開所時間	10時	11時	12時	13時	14時
	11時	12時	13時	14時	15時
	12時	13時	14時	15時	16時
開所時間	13時	14時	15時	16時	17時
	14時	15時	16時	17時	18時
	15時	16時	17時	18時	19時
休園日	例)夏季休園日○月○日～△月△日、△△休園日○月第△曜日				
利用者数	1号認定	4歳以上児	3歳児	4歳児	3歳児
	入	人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	3歳児	4歳児	3歳児
	入	人	人	人	人
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	2歳児
	入	人	人	人	人

※( )内に係る額は  
月にかかる料金を算出する  
際に入力すること。

認可定員		1号認定	2号認定	3号認定
		人	人	人
学年別割合		学年別割合(1学級当たり)人		
給食の実施状況	1号認定	実施有無	有	無
	2号認定	振込日	日・月・火・水・木・金・土・その他	
その他の事業の実施状況	1号認定	提供方法	自園調理	外部搬入
	2号認定	提供方法	自園調理	外部搬入
利用料	1号認定	運賃保証	有	無
	2号認定	有無	時預かり	
その他の				
職員の状況	1号認定	実費収取の有(内容)	有(内)	無
	2号認定	上乗せ収取の有(理由・金額)	有(内)	無
職種		保育従事者 (准免(幼・保)保育者)	保育従事者 (幼稚園教諭免許のみ)	保育従事者 (保育士資格のみ)
配置職員数	常勤	専従	専従	専従
	非常勤	兼務	兼務	兼務
職員の状況	常勤換算後の人数	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人
職員の状況	半日経験年数	年	年	年
	職種	保育従事者 (無資格者)	その他職員	直接雇用・派遣の別
配置職員数	常勤	専従	専務	直接雇用(有期)
	非常勤	兼務	兼務	うち保育従事者
職員の状況	常勤換算後の人数	人	人	直接雇用(無期)
	基準上の必要人数	人	人	うち保育従事者
職員の状況	半日経験年数	年	年	派遣労働者
				うち保育従事者

施設設備	一般 備	敷地全体	園舎	乳児室	保育室	遊戯室
	居宅教/西棟 人当たりの面積 設 備	面積/㎡ 人/㎡ 面積/㎡	面積/㎡ 人/㎡ 面積/㎡	面積/㎡ 人/㎡ 面積/㎡	面積/㎡ 人/㎡ 面積/㎡	面積/㎡ 人/㎡ 面積/㎡
設置場所	面積 設 備	面積 設 備	面積 設 備	面積 設 備	面積 設 備	面積 設 備
面積	全体の面積	面積	面積	面積	面積	面積
設 備	面積	面積	面積	面積	面積	面積
設置状況	講義室	講義室	講義室	講義室	講義室	講義室
添付書類	中請の定款、審査行為、登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合のみ)、認定こども園の認定証の写し、施設の構造(各部の間違が分かるもの)、設備の概要、園長、助教長の経験書、運営規程(学校教育・保育の理念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他の事業に関する実施内容、定員以上の心配がある場合の参考基準)、苦情を処理するために講ずる措置の規定、従業者の勤務の体制及び勤務形態、当該申請に係る事業に係る資本の状況(取扱予算書等)、当該申請に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項、契約事項に該当しない旨の誓約書、役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所)、字綴録制表、利用手続、利用者に対する再確認券等の状況、事故発生時の対応、化粧保持のための措置。					

付表3 幼稚園の確認に係る記載用紙

アーティガラ	アーティガラ					
施設名称						
施設の所在地 ・道、路、先	(郵便番号) 都道府県 市町村 丁目 地番 (ビルの名称等)					
電話番号	FAX番号					
アドレス						
園長の氏名 生年月日	フリガナ 姓 名	生年月日	年齢(歳)			
園長就任年月日	年 月 日					
園長の免許・資格の有無	有(教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)・保育士資格)・無					
職員の住所 ・道、路、先	(郵便番号) 都道府県 市町村 丁目 地番 (ビルの名称等)					
電話番号	FAX番号					
認可年月日	年 月 日					
開所曜日	日	月	火 水 木 金 土			
開所時間	平日 時 分 ~ 時 分	土曜日 時 分 ~ 時 分				
開所時間	日曜日 時 分 ~ 時 分					
休園日	例)夏季休園日△月○日～△月△日、○○行事の代替休日○月○日～△月△日					
料金、定員	1号認定 人	4歳以上児 人	5歳児 人	4歳児 人	3歳児 人	
認可料金	2号認定 人	3号認定 人	4号認定 人	5号認定 人	6号認定 人	
学級編成	学級(1学級当たり 人)					
実施有無	有 無					
給食の実施状況	提供日 日・月・火・水・木・金・土 その他の 休業日等	その他の 休業日等				
認定	提供方法 内園調理・外部搬入・弁当持参					
	時預かりの実施状況			特別支援教育		
	通常(平日) 有・無(時 分～時 分)				有・無	
その他 の実施状況	その他の					

被用料	支費収取の有(内容・金額)		支費収取の無(内容・金額)		支費収取の有(内容・理由・会期)		支費収取の無(内容・理由・会期)	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
配達員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年
職種	助教論	講師	美術教諭	音楽教諭	英語教諭	実習教諭	保健教諭	教育補助職員
配達員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年
職種	学校医	学校薬剤師	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員	介護職員	教育補助職員
配達員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年
職種	その他職員	直接雇用・派遣の東	直接雇用・派遣の東	直接雇用・派遣の東	直接雇用・派遣の東	直接雇用・派遣の東	直接雇用・派遣の東	直接雇用・派遣の東
配達員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年

施設設備	床面積	敷地全体	開舎	保育室	遊戯室	裏庭(運動場)
	居室数/面積 (人当たりの面積) 設備 設置状況	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /人
	調理室・調理設備	□調理室	□調理設備	□無し		

  

添付書類	出席者の定数、寄附行為、奉賜各項証明書の保有状況
	認可証の写し
	生物の構造要旨及び図面(各部の用途が分かるもの)、設備の概要
	施設長の経歴書
	運営規程(学校教育・保育の理念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他事業に関する実施内容、定員以上の収容がある場合の選考基準)
	告白を処理するために講ずる措置の概要
	從業者の労務の体制及び勤務形態
	当該申請に係る事業に係る資本の状況(収支予算書等)
	当該申請に係る施設型給付費及び特別施設型給付費の請求に関する事項
	欠格事由に該当しない旨の誓約書
	被封名簿(被員の氏名、生年月日及び生歿)
	学校編制表
	利用手続・利用者に対する歩前説明等の状況
	事故発生時の対応
	秘密保持のための措置

付表6<sup>1)</sup>保育所の確認に係る記載事項

アリガナ				
施設名称				
施設の所在地 ・連絡先	(郵便番号) 都道府県 市町区 都道府県 市町区 (ビルの名称等)			
電話番号		FAX番号		
施設長の氏名 ・性年齢	アリガナ	性別	年月日	年月日 (満歳)
施設長就任年月日	年 月 日			
施設長の免許・資格の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 教諭免許状(専修免許状又は一種免許状) <input type="checkbox"/> 保育士資格			
施設長の住所 ・連絡先	(郵便番号) 都道府県 市町区 (ビルの名称等)			
電話番号		FAX番号		
認可年月日	年 月 日			
開所曜日	平日	時 分	時 分	
開所時間	午曜日	時 分	時 分	
午曜日・祝日	午曜日	時 分	時 分	
休園日	例)夏季休園日○月○日～△月△日、△△行事の板替休日○月○日～○月○日			
和用定員	2号認定	3歳以上児	3歳児	3歳児
※( )内に保守延滞認定に係る利用児童数を記入すること。	(人)	(人)	(人)	(人)
認可定員	3号認定	1・2歳児	1歳児	0歳児
	(人)	(人)	(人)	(人)
給食の返 廻状況 認定	2号認定 3号認定 提供方法 自園調理・外部取入			

その他の事業の実施状況	障害児保育	延長保育	時預かり								
	有 無	有 無 開始時間 明所終了後	有 無 (時分～時分) 分まで								
料金用意	実費徴収の有(内容)・無	有( )	無								
	上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)・無	有( )	無								
職員の状況	職種	主任保育士		保育士		園師(嘱託園)		調理員		その他の職員	
	配置職員数	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
	直接雇用・派遣の別										
	直接雇用(有期)	うち保育士	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		直接雇用(無期)	人	人	人	人	人	人	人	人	人
うち保育士		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
派遣労働者		人	人	人	人	人	人	人	人	人	
派遣(嘱託)	うち保育士	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	設備	施設全体	園舎	乳児室	にふく籠	保育室	幼稚園				
	居室数/面積	間	面	室/面	室/面	室/面	面/面				
	1人当たりの面積	㎡	㎡	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人				
施設設備	設備	施設全体	園舎	乳児室	にふく籠	保育室	幼稚園				
	設置場所	敷地内	隣接地	外構地(公園)	庭園	寺社境内	その他				
	面積	全体の面積	面	面	面	面					
設置状況	設備	園舎	乳児室	にふく籠	保育室	幼稚園					
	設置状況	面積	面	面	面	面					

付 証

申請者の定款、寄附行為、登記簿記載事項等(申請者が法人の場合のみ)、  
認可証の写し、施設の構造図面及び平面(各室の用途が分かるもの)、設備の概要、  
施設の経営者、運営規程(学校教育・保育の理念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及  
びその特徴、その他の事業に関する実施内容、定員以上の容纳がある場合の過  
格基準)、施設の運営方針、施設の運営方針、施設の運営方針、  
事業者の職務の体制及び障害形態、当該申請に係る事業に係る貸借の状況(収支予算書等)、  
当該申請に係る施設整備給付費及び特例施設整備給付費の請求に関する事項、  
欠格事由に該当しない旨の誓約書、役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所)、  
利用手続・利用者に対する事前説明会の状況、事故発生時の対応、  
秘匿保持のための措置。

様式第13号(第20条、第22条関係)

年 月 日

次格事主に該当していない旨の誓約書(特定教育・保育施設用)

愛知市長様

届出者(印画)

氏名(法人においては名称及び代表者名)

私は、下記のことについて相違ないことを誓約します。

【特定教育・保育施設】

- 私は、小学校就学前子どもの人権を尊重するとともに、子ども・子育て支援法又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行します。
- 私は、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営を行います。
- 私は、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営を行います。
- 私は、施設型給付費又は特別施設型給付費について、適正な請求を行います。
- 私は、市長から報告、帳簿書類その他の物質の提出、提示若しくは出席を命じられたときは、遅やかにこれに応ります。
- 私は、正当な手段により特定教育・保育施設の満足を受けます。
- 私は、子ども・子育て支援法その他の法規の福祉若しくは義務教育に関する法律で命令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反していません。
- 私は、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしません。
- 法人の役員又はその他のうちに過去の年以内に教育・保育に關し不正又は著しく不当な行為をした者はいません。
- 私及び法人の役員は、暴力団員ではありません。
- 私及び法人の役員は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を行しません。

※必ず一読し、□印を付すこと。

様式第14号(第20条簡略)

年 月 日

様

農田清長

### 特定教育・保育施設 確認結果通知書

子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設として、下記のとおり確認しました。

申請者名

代表者名

施設名

所在地

施設番号

確認年月日

施設区分

担当課長

管轄

様式第15号(第21条同様)

## 特定教育・保育施設確認変更申請書

姓、氏、名、性別

所在地

申請者、名、称

代表者氏名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定められた利用定員を増加したいので、下記のとおり、捺印書類を添えて変更申請をします。

フリガナ		
法人等名称		
主たる事務所の所在地・連絡先(ビルの名称等)		
電話番号	FAX番号	
上-2312 ヤマレバ		
法人等の種別	法人登録番号	
経営者の職名・氏名	代表者氏名	
代表者生年月日	年月日(満歳) 代表就任年月日 年月日	
代表者の住所・連絡先(ビルの名称等)		
電話番号	FAX番号	
事業者番号	区分	添付様式
<input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園(幼稚園型)		付表1
<input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園(幼稚園型)		付表2
<input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園(保育所型)		付表3
<input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園(地方裁量型)		付表4
<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園(上記を除く)		付表5
<input checked="" type="checkbox"/> 保育所(上記を除く)		付表6

付表】認定こども園(幼稚園場面)の確認変更に係る記載事項

アリガナ				
施設名 （郵便番号、都道府県、市町村、区域等）				
施設の所在差 ・途・線・先 （ビルの名称等）				
電話番号 E-mail アドレス	TAX番号			
認可年月日				
開所時間	1号	月 日 水 木 木 木 金 土		
	2月～3月	日 晩 晚 大 晩 大 晚 木 晩 木 晚 木 晩 木 晩 木 晩 木 晩 木 晩		
	平日	時 分 ~ 時 分		
	1号	時 分 ~ 時 分		
	2号	時 分 ~ 時 分		
	3号	時 分 ~ 時 分		
開所時間	2号	時 分 ~ 時 分		
	平日	時 分 ~ 時 分		
	3号	時 分 ~ 時 分		
休園日	例)夏季休園日〇月〇日～△月△日、△〇行事の振替休日〇月第△曜日			
認可定期	1号認定	2号認定	3号認定	
学級編制	学級(子級当たり人)			
利用定期員 (変更前)	1号認定  大人	4歳以上児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児
	2号認定  大人	4歳以上児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児
	3号認定  大人	4歳以上児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児
利用定期員 (変更後)	1号認定  大人	4歳以上児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児
	2号認定  大人	4歳以上児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児
	3号認定  大人	4歳以上児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	3歳児 2歳児 1歳児 0歳児
※(1)市町村が認定定期を変更する場合に係る利用定期員登録を記入すること。 ※(2)内に当該認定定期に係る利用定期員登録を記入すること。	2号認定  (大人)	1・2歳児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	2歳児 1歳児 0歳児	0歳児 1歳児 2歳児 3歳児

利用定員を増加し えようとする理由		職種					
		教諭			主催伴育教諭	指導保育教諭	保育教諭
		専従業務	専従・兼務	専従業務	専従・兼務	専従業務	専従・兼務
職員の状況	配属常勤職員数	人	人	人	人	人	人
	非常勤職員数	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年
		職種	助保育教諭	三軒茶屋教諭	養護教諭	義務助教諭	三軒茶屋教諭
		専従業務	専従・兼務	専従業務	専従・兼務	専従業務	専従・兼務
職員の状況	配属常勤職員数	人	人	人	人	人	人
	非常勤職員数	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年
		職種	栄養教諭	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	事務職員
		専従業務	専従・兼務	専従業務	専従・兼務	専従業務	専従・兼務
職員の状況	配属常勤職員数	人	人	人	人	人	人
	非常勤職員数	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年
		職種	講理員	教育補助職員 ・保育補助者	その他の職員	直接雇用・派遣の別	
		専従業務	専従・兼務	専従	兼務	直接雇用(有期)	人
施設整備	配属常勤職員数	人	人	人	人	うち保育教諭	人
	非常勤職員数	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
	常勤換算後の人数	人	人	人	人	うち保育教諭	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人	うち保育教諭	人
	平均経験年数	年	年	年	年	うち保育教諭	年
		設備	敷地全体	園舎	保育室	保育室	宿舎
	居室数／面積	間	間	間	間	間	間
	1人当たりの面積	m <sup>2</sup> /人					
	設備	施設	施設	施設	施設	施設	施設
	設置場所	敷地内	隣接地	代替地(公地)	広場	寺社境内	その他
	面積	全体の面積	面積	面積	面積	面積	面積
	改修価格	概算	概算	概算	概算	概算	概算
	設置状況	調査室	調査室	調査室	調査室	調査室	調査室

添付書類

確幸通知書のなし  
建物の構造概要及び図面(各部の用途が分かるもの)、改修の概要  
運営規程  
従業者の勤務の体制及び勤務形態  
当該戸籍に係る施設型給付費及び特別施設別給付費の請求に関する事項  
学校編制表

付表2 認定ことども園(幼稚施設)の施設変更に係る記載申請書

認定ことども園 幼稚施設	アリガテ	アリガテ		
	施設名稱	施設名稱		
	アリガテ	アリガテ		
	施設名稱 (郵便番号) 郵道 府県	(郵便番号) 郵道 群馬 区		
	施設の所在地 ・延・路・先 (ビルの名称等)			
電話番号		TAX番号		
E-mail アドレス				
アリガテ	アリガテ			
保育施機能部分	施設名稱	施設名稱		
	アリガテ	アリガテ		
	施設名稱 (郵便番号) 郵道 府県	(郵便番号) 郵道 群馬 区		
	施設の所在地 ・延・路・先 (ビルの名称等)			
	電話番号		TAX番号	
E-mail アドレス				
改定年月日	年 月 日			
開・閉・休・日	1号	日 月 水 木 金	日 月 水 木 金	
	2号・3号	日 月 水 木 金	日 月 水 木 金	
	4号	時 分	時 分	
	5号	時 分	時 分	
	6号	時 分	時 分	
7号	時 分	時 分		
8号	時 分	時 分		
9号	時 分	時 分		
10号	時 分	時 分		
11号	時 分	時 分		
12号	時 分	時 分		
13号	時 分	時 分		
14号	時 分	時 分		
15号	時 分	時 分		
16号	時 分	時 分		
17号	時 分	時 分		
18号	時 分	時 分		
19号	時 分	時 分		
20号	時 分	時 分		
21号	時 分	時 分		
22号	時 分	時 分		
23号	時 分	時 分		
24号	時 分	時 分		
25号	時 分	時 分		
26号	時 分	時 分		
27号	時 分	時 分		
28号	時 分	時 分		
29号	時 分	時 分		
30号	時 分	時 分		
31号	時 分	時 分		
休・開・日	例)夏季休業日〇月〇日～〇月〇日、〇〇行事の振替休日〇月〇日			
認可定員	1号認定 人	2号認定 人	3号認定 人	
学級編制	学級(1学級当たり人)			

利 用 定 員  (妻、夫、前)	1号認定	1歳以上児	0歳児	1歳児	3歳児
	2号認定	1歳以上児	下歳児	4歳児	5歳児
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	4号認定	1歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
利 用 定 員  (妻、夫、後)	1号認定	1歳以上児	6歳児	1歳児	3歳児
	2号認定	1歳以上児	6歳児	1歳児	3歳児
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	4号認定	1歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
利 用 定 員  を 加 え る よ う と す る 延 出  の 職 務	1号認定	1歳以上児	0歳児	1歳児	3歳児
	2号認定	1歳以上児	6歳児	1歳児	3歳児
	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	4号認定	1歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
職 務 の 状 況	副園長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教師
	專従	兼務	專従	兼務	專従
	配 置 職 員 数	人	人	人	人
	常勤	人	人	人	人
職 務 の 状 況	非常勤	人	人	人	人
	常勤教諭後の人數	人	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年
職 務 の 状 況	助教諭	講師	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭
	專従	兼務	專従	兼務	專従
	配 置 職 員 数	人	人	人	人
	常勤	人	人	人	人
職 務 の 状 況	非常勤	人	人	人	人
	常勤教諭後の人數	人	人	人	人
	基準上の必要人数	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年

職員の状況	職種	保健士 (幼稚園除く保健 士養成教育者)		学校医		学校衛生師		市務職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人	人	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数		人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数		年	年	年	年	年	年	年	年
施設設備	種類	保健室		教育補助職員 ・保育補助者		その他の職員		直接雇用(有期)	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人	も該職員は保健室	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
常勤換算後の人数		人	人	人	人	人	人	も該職員は保健室	人
基準上の必要人数		人	人	人	人	人	人	派遣労働者	人
平均経験年数		年	年	年	年	年	年	も該職員は保健室	人
施設設備	設備	敷地金額		国倉		乳児室		ほいく室	
	居室数／面積	万円		室／㎡		室／㎡		保育室	
1人当たりの面積		㎡		㎡／人		㎡／人		㎡／人	
施設設備	設備	園庭運動場		屋外遊戯場		室内運動場		遊戯室	
		内		内		内		内	
該館場所	内	隣接	代替地	公園	屋外	内	内	内	内
面積	全体の面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
設備	調理室	内	内	内	内	内	内	内	内
設備状況	内	内	内	内	内	内	内	内	内
有志会員	種類	確認申請書の専し 送付の構造規定及び内面(各室の用途が分かるもの)、設備の概要 運営規程		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法	
		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法		施設型保育園及び特例施設型給付施設に関する基準 学校給食法	

施設延年若の導入、施設の構造観察及び侧面(各室の用途が分かるもの)、設備の概要、運営規程、従業者の職務の体制及び職務形態、当該申請に係る施設型給付金基準特例施設型給付金の請求に関する学級編制表。

付表3、認定こども園(保育所型)の施設変更に係る記載事項

認定こども園 保育所	フリガナ					
	施設名					
	郵便番号					
	都道府県	都道府県				
	施設の所在地 連絡先	(ビルの名称等)				
	電話番号		FAX番号			
幼稚園機能部分	フリガナ					
	施設名					
	郵便番号	(郵便番号)				
	都道府県	都道府県				
	施設の所在地 連絡先	(ビルの名称等)				
	電話番号		FAX番号			
年月日	年	月	日			
開所時間	1号	午前	午後	午夜		
	2号・3号	午前	午後	午夜		
	午前	時	分	時	分	
	1号	午前	時	分	時	分
	午後	時	分	時	分	
	午後	時	分	時	分	
休園日	例)夏季休園日〇月〇日～〇月〇日、〇〇行事の振替休〇月第〇曜日					
	認定期	1号認定期	2号認定期	3号認定期		
	人	人	人	人		
	学級	学級(1号認定期)	人			
	級					
	別					

職員の状況	1号認定		4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人	人
	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
	人	人	人	人	人	人
	3号認定	2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	人	人	人	人	人	人
	4号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児	
	人	人	人	人	人	人
	5号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児	
	人	人	人	人	人	人
職種		主婦保育士	保育士	医師(看護師)	調理員	教諭
事務兼務		専従	兼務	専従	専従	兼務
配 勤	常勤	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人數	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年
職種		その他の職員 直接雇用・派遣の別				
事務		直接雇用(有期)	人			
配 勤	常勤	人	人	うち保育士	人	
職員数	非常勤	人	人	直接雇用(無期)	人	
常勤換算後の人数	人	人	人	うち保育士	人	
基準上の必要人數	人	人	派設労働者	人		
平均経験年数	年	年	うち保育士	人		

利 用 定 員

(変更前)

系(一)内に保育短時間認定に係る利用定期数を記入すること。

利 用 定 員

(変更後)

系(一)内に保育短時間認定に係る利用定期数を記入すること。

施設設備	設 備	敷地全体	同舎	乳児室	保育室	遊戯室
	居室数／面積 (人当たりの面積)	室／m <sup>2</sup>	室／m <sup>2</sup>	室／m <sup>2</sup>	室／m <sup>2</sup>	室／m <sup>2</sup>
	設 備	園庭(運動場)・屋外遊戯場				
	設置場所	□敷地内 □隣接地 □代替地(□公道 □店舗 □寺社境内 □その他)				
	備 留	□全体の面積 □面積以外見(人当たり面積) □面積人				
	設 備	□調理室 □調理設備				
	設置状況	□調理室 □調理設備				
備考	<p>確認通知書の写し</p> <p>建物の構造概要及び前面(各室の用途が分かるもの)、設備の概要</p> <p>運営規程</p> <p>従業者の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>当該申請に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項</p> <p>字頭編削表</p>					

付表4 認定こども園(地方裁量型)の確認登録に係る記載項目

認定こども園 幼稚園機能部分	フリガナ								
	施設名稱								
	施設の所在地 ・連絡先	(郵便番号) ・都道 ・府県 (ビルの名称等)	郵便番号 ・都道 ・府県 区						
	電話番号		FAX番号						
	アドレス								
保育所機能部分	フリガナ								
	施設名稱								
	施設の所在地 ・連絡先	(郵便番号) ・都道 ・府県 (ビルの名称等)	郵便番号 ・都道 ・府県 区						
	電話番号		FAX番号						
	アドレス								
認定年月日	年　月　日								
開所時間	1号	日	月	火	水	木	金	土	
	2号・3号	日	月	火	水	木	金	土	
	1号	時	分	時	分	時	分	時	分
	2号・3号	時	分	時	分	時	分	時	分
	4号	時	分	時	分	時	分	時	分
休園日	(例)夏季休園日〇月〇日～〇月〇日、〇〇行事の振替休〇月第△曜日								
認定期間	1号認定 人	2号認定 人	3号認定 人						
学級報酬	学級(1学級当り…人)								

第1回認定者登録用紙(新規登録用)

利用定期 (変更前)	1号認定	4歳以下児	5歳児	6歳児	7歳児
	人	人	人	人	人
利用定期 (変更後)	2号認定	4歳以上児	5歳児	6歳児	7歳児
	人	人	人	人	人
※(一) 内に保育 短時間認定に係る 利用定期数を記入 すること。	3号認定	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	人	人	人	人	人
利用定期 (変更後)	1号認定	4歳以下児	5歳児	6歳児	7歳児
	人	人	人	人	人
※(二) 内に保育 短時間認定に係る 利用定期数を記入 すること。	2号認定	4歳以上児	5歳児	6歳児	7歳児
	人	人	人	人	人
※(二) 内に保育 短時間認定に係る 利用定期数を記入 すること。	3号認定	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	人	人	人	人	人

職員の状況	職種		保育従事者		保育従事者	
	常勤	非常勤	(医・保)保有者	(幼稚園教諭免許のみ)	(保育士資格のみ)	
配置直 職員数	常勤	人	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年
職種	保育従事者	(無資格者)	その他職員	直接雇用・派遣の割合		
配置直 職員数	常勤	人	人	人	直接雇用(有期)	人
非常勤	人	人	人	人	うも保育従事者	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人
基準上の必要人数	人	人	人	人	うも保育従事者	人
平均経験年数	年	年	年	年	うも保育従事者	人

施設面	設備	敷地全体	園寺	乳児室	わふく室	保育室	遊戯室
	居室数／面積 (人当たりの面積)	間/㎡	間/㎡	間/㎡	間/㎡	間/㎡	間/㎡
<b>設備</b>							
設置場所	白敷地内	二隣接地	代替地(二公園)	広場	白社境内	その他)	
面積	全体の面積	間/㎡	間/㎡	間/㎡	間/㎡	間/㎡	間/㎡
設備	調理室	調理設備					
設置状況	調理室	調理設備					
添付書類	確認通知書の写し、 建物の構造概要及び平面(各部の用途が分かるもの)、設備の概要 運営規程 従業者の勤務の体制及び業務形態 当該申請に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 学級編制表						





付表6 保育所の確認変更に係る記載事項

アリガテ 施設名	(郵便番号) 都道府県 市町村 町字 施設の所在地 ・ 連絡先 ・ お問い合わせ 電話番号 FAX番号						
認可年月日	年 月 日						
開所曜日	日	月	火	水	木	金	土
開所時間	始業日	時 分	～	時 分			
	午曜日	時 分	～	時 分			
	日曜日・祝日	時 分	～	時 分			
休園日	例)夏季休園日△月○日～△月△日、〇〇行事の振替休日○月△曜日						
認可定員	2号認定 3号認定						
利用定員 (変更前)	2号認定  4歳以上児 人 (　　人)	4歳児 人 (　　人)	3歳児 人 (　　人)				
利用定員 (変更後) ※(1)内に掲載した認定の利用定員数を記入すること。	2号認定  1・2歳児 人 (　　人)	3歳児 人 (　　人)	0歳児 人 (　　人)				
利用定員 (変更後) ※(1)内に掲載した認定の利用定員数を記入すること。	2号認定  4歳以上児 人 (　　人)	5歳児 人 (　　人)	4歳児 人 (　　人)	3歳児 人 (　　人)			
利用定員 (変更後) ※(1)内に掲載した認定の利用定員数を記入すること。	2号認定  1・2歳児 人 (　　人)	2歳児 人 (　　人)	1歳児 人 (　　人)	0歳児 人 (　　人)			
利用定員を増加し ようとする理由							

職員の状況	職種	主任保育士	保育士	医師(嘱託医)	調理員	その他職員
		専従	兼務	専従	兼務	専従
配属職員数	常勤	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数		人	人	人	人	人
基準との必要人数		人	人	人	人	人
平均経営年数		年	年	年	年	年
直営雇用・派遣の別						
直営雇用(有期)		人				
	うち保育士	人				
直営雇用(無期)		人				
	うち保育士	人				
派遣労働者		人				
	うち保育士	人				
施設設備	施設種	敷地全体	園舎	乳児室	保育室	遊戯室
	居室数/面積	間	間	間	間	間
	1人当たりの面積	坪	坪	坪/人	坪/人	坪/人
	設置場所	□敷地内 □隣接地 □代替地(□公園 □広場 □寺社境内 □その他)				
面積	全体の面積		坪	坪以上当り面積	坪/人	坪/人
設置種		調理室	調理室	調理室	調理室	調理室
設置状況		新築	新築	新築	新築	新築
確認通知書の呈し						
建物の構造概要及び図面(各室の用途が分かるもの)、設備の概要						
運営規程						
従業者の勤務の体制及び勤務形態						
当該申請に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項						

様式第16号(第22条、第27条関係)

変更届出書

豊山市長様

所在地

届出者名稱

代表者氏名

(法人以外にあっては役員及び氏名)

指定教育・保育施設

第35条第1項

特定地域型保育事業

第47条第1項

の規定により、次のとおり届け出ます。

施設・事業登録番号

施設・事業の種類	名称
施設・事業所	所在地
施設・事業の種類	(変更前)
施設・事業の種類	(変更後)
変更の内容	変更理由
変更年月日	

備考

- 1 变更内容が分かる書類を添付すること。
- 2 变更した日から10日以内に届け出ること。

### 提出する書類

#### 提出する書類（申請書類）

特定教育・保育施設（下記も、子育て支援法施行規則第30条第1項）

- 1 施設の名称、設置の場所
- 2 申請者の名前及び生たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 3 被監者の定数、育児行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該認に係る事業に対するものに限る。）
- 4 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 5 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 6 運営規程
- 7 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特需施設型給付費の請求に関する事項
- 8 従業の氏名、生年月日及び住所

#### 特定地域型保育事業（下記も、子育て支援法施行規則第38条第1項）

- 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。）の名称及び所在地
- 2 申請者の名前及び生たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 3 申請者の定数、育児行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該認に係る事業に対するものに限る。）
- 4 半業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 5 半業所の管理者の氏名、生年月日、住所
- 6 運営規程
- 7 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特需地域型保育給付費の請求に関する事項
- 8 従業の氏名、生年月日及び住所
- 9 特定教育・保育施設及び特需地域型保育事業の運営に関する基準（平成25年内閣府令第30号）第42条第1項及び第2項の規定により連携協力を得る特定教育・保育施設又は同様に規定する居宅型保育施設（別表第1第2分トに就いて「結託訪問型保育連携施設」という。）の名称

捺下欄部に係る変更について、次格事由に該当しない旨の誓約書を添付すること。

様式第17号(第23条関係)

特定教育・保育施設 利用定員減少届出書

年 月 日

農田市長様

施設名(略)  
所在地  
届出者名称  
代表者氏名  
(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第27条第1項の趣旨において定められた利用定員を減少したいので、同法第35条第2項の規定により、下記のとおり、明細書類を添えて届け出ます。

施設名(略)	郵便番号			都道府県	市区
施設の所在地 ・連絡先	(ビルの名前等)			電話番号	FAX番号
教育・保育施設 の区分	<input type="checkbox"/> 認定こども園(□預保育機関□幼稚園□保育所□地方裁量型) <input type="checkbox"/> 幼稚園□保育所				
事業所番号	1号認定	2号認定	3号認定		
認定定員	人	人	人	人	
計(年月日)	年	月	日		
利用定員を減少し ようとする年月日	年	月	日		
利用定員を減少さ る理由					
現に利用している 小学校就学前子ど もに対する措置					

利 用 定 員 (變 更 後)	1号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
利 用 定 員 (變 更 後)	2号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
利 用 定 員 (變 更 後)	3号認定	3・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	人	人	人	人	人
利 用 定 員 (變 更 後)	4号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
利 用 定 員 (變 更 後)	5号認定	4歳以上児	5歳児	4歳児	3歳児
	人	人	人	人	人
利 用 定 員 (變 更 後)	6号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	人	人	人	人	人

様式第 18 号(第 24 条、第 28 条関係)

(乙)

平成 19 年 月 日

聽聞・問・通・知・書

概要

説明

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法(平成 6 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項第 1 号イの規定による聽聞を下記のとおり行いますので通知します。

○ 聽聞の期日(記入欄)

○ 聽聞の件名

○ 不利益処分の内容  
イ 定められる  
不利益処分の内容

○ 根據となるる  
法令の条項

○ 不利益処分の  
原因となる事実

○ 聽聞の期日

○ 聽聞の場所

○ 聽聞にあた  
る業務を所  
掌する組織

○ 所在地

○ 注意事項

- あなたは、聽聞の期日に出席して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という)を提出し、又は聽聞の終日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- あなたは、聽聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を記する資料の閲覧を求めるることができます。
- その他聽聞に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

### 聴聞に際しての留意事項

- 1) あなたが聴聞の期日に出席しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出席させること、及び意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。なお、代理人の資格は、行政手続法(平成15年法律第88号)第16条第3項の規定により書面で証明してください。
- 2) あなたが聴聞の期日において拘束人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名並びに拘束人の氏名、住所、あなたとの關係及び被佐とする事項を記載した書面を、聴聞の期日の5日前までに、審査官に提出して許可を受けてください。
- 3) あなたが病気その他の理由を得ない理由がある場合には、本人に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 4) あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。
- 5) あなたが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述者又は証拠書類等を提出しない場合には、行政手続法(平成15年法律第88号)第23条第1項の規定により、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

聴聞の 有無	種類 人名 連絡先
聴聞の 有無	右 無

様式第19号(第26条関係)

特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

斐伊町長様

所在 地

申請者名稱

代表者氏名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する認定型保育事業者に係る確認を受けたいので、下記のとおり、開設旨意を添えて申請します。

フリガナ			
名称(氏名)			
(郵便番号)			
主たる事務所の所在地・連絡先 (ビルの名称等)			
電話番号 FAX番号			
申請者	法人等の種別	法人登録番号	
	代表者の氏名	職名	代表者氏名
代表者生年月日	午月日(満歳)	代表就任年月日	午月日
(郵便番号)			
代表者の連絡先 (ビルの名称等)			
電話番号 FAX番号			
事業者番号			
事業開始(予定)年月日	午月日		
事業の種類	種類	補助様式	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業	付表1	
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業	付表2	
	<input type="checkbox"/> 戸宅訪問型保育事業	付表3	
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業	付表4		

付表1 小規模保育事業を行う事業所の確認に関する記載事項

小規模保育事業の事業者情報 （アリガナ）	■ 一般型 ■ LB型 ■ LC型
事業所名稱	（郵便番号） 都道府県 市町村 （ビルの名称等） 電話番号 FAX番号 E-mail アドレス
施設の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方整備型） <input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所
迎候施設	（郵便番号） 都道府県 市町村 （ビルの名称等） 上記の提供に附する支援 <input type="checkbox"/> 公共交通機関による健康診断等に関する支援 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の利用に関する支援 <input type="checkbox"/> 公共交通機関への参加に関する支援 <input type="checkbox"/> 公共交通機関の受け皿としての支援
事業所幹事 管理者の氏名 生年月日	（会員登録用） 新規登録が既に存在する場合は、登録番号を記入 フリガナ 生年月日 （満歳記入）
登場者登録年月日	年　月　日
管理者の資格	有（□保育士 □看護婦 □幼稚園教諭）無
管理者の住所 ・連絡先	（郵便番号） 都道府県 市町村 （ビルの名称等） 電話番号 FAX番号
認定期年月日	年　月　日
開所曜日	月・火・水・木・金・土
開所時間 ・休憩時間	午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分 午前　時　分～　時　分 午後　時　分～　時　分 （例）夏季休業トヨリの月より〇〇月まで〇〇行動の振替休止〇〇第3曜日
利用料金 内訳	（月額） 月額認定　月額最短　月額最高 2歳児　1歳児　0歳児 （人）　（人）　（人）　（人）　（人）　（人）

認可施設	3号認定		人				
給食の実施状況	3号認定		提供方法				
その他の事業の実施状況	3号認定		・既設施設・改修施設・新設施設(新規開設)				
			・延長保育				
			・有り・無し				
			・有り・無し				
			(時分から時分まで)				
			(時分まで)				
			を				
料金の内訳	・実費収の有り・無し		・有り・無し				
	・有り(内容)・無し		・有り・無し				
	・上乗せ収の有り・無し		・有り(内容)・無し				
	・保育従事者(保健士資格有り)		・保育従事者(保健士資格無し)				
	・医師(嘱託医)		・医師(嘱託医)				
	勤務	育児	業務				
平日	常勤	人	人				
非常勤	人	人	人				
勤務換算後の人数	人	人	人				
平均年齢	歳	歳	歳				
職員の状況	調理員	その他職員	直接雇用・派遣の別				
A型	常勤	人	人				
B型	非常勤	人	人				
C型	勤務換算後の人数	人	人				
D型	平均年齢	歳	歳				
施設設備	設備	施設全称	備室	会議室	はぶく室	保育室	遊戯室
	居宅教習室	居宅教習室	居宅教習室	居宅教習室	居宅教習室	居宅教習室	居宅教習室
	1人当たりの面積	坪	坪	坪	坪	坪	坪
	設置場所	敷地内(口頭換地)(公地)(広場)(寺社境内)(その他)					
	面積	全体の面積	面積2坪以上1人当たり面積				坪/人
	設置	調理室	調理室	調理室	調理室	調理室	調理室
	設置状況	調理室	調理室	調理室	調理室	調理室	調理室



付表2 家庭的保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ								
申業所名称								
		<input checked="" type="checkbox"/> 家庭的保育者の戸籍			<input type="checkbox"/> 家庭的保育者の戸籍以外( )			
実施場所・所在地・途経先		(郵便番号)	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	
		(ビルの名称等)						
		電話番号			下級番号			
管理者		(郵便番号)	年	月	日	生年月日	年	月
連絡先		(郵便番号)	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
		(ビルの名称等)						
		電話番号			Eメールアドレス			
名称		(認定こども園・幼稚園・保育園・幼稚園教室・保育所・地方裁示園)						
施設の類型		<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園・ <input checked="" type="checkbox"/> 保育所						
施設所在地		(郵便番号)	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	
		(ビルの名称等)						
被保育者		<input type="checkbox"/> 食事の提供に関する支援						
連携内容		<input type="checkbox"/> 看護士による授乳指導等に関する支援						
		<input type="checkbox"/> 医師による検査結果等に関する支援						
		<input type="checkbox"/> 看護師の利用に関する支援						
		<input type="checkbox"/> 二台同僚会にに関する支援						
		<input type="checkbox"/> 後方支援						
		<input type="checkbox"/> 行方への参加に関する支援						
		<input type="checkbox"/> 割引後の受け皿としての支援						
事業所区分		被保育者が定める料金(料金を支払う場合)、事務所を有する場合						
職員の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 家庭的保育者(保育士資格有り)						
		<input type="checkbox"/> 家庭的保育者(保育士資格無し)						
		<input type="checkbox"/> 家庭的保育補助者						
職員の状況		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
配置常勤		人	人	人	人	人	人	
配置兼務		人	人	人	人	人	人	
平均勤務日数の入力		人	人	人	人	人	人	
並用上必要な人数		人	人	人	人	人	人	
平均経験年数		年	年	年	年	年	年	
直接雇用・派遣の別								
職員の状況								
		直接雇用(有効)	人					
		直接雇用(無効)	人					
		派遣労働者	人					

認可年月日	年 <u>平成25</u> 月 <u>10</u> 日 <u>火</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
開所時間	午前 <u>8時</u> 分 <u>00</u>	午後 <u>17時</u> 分 <u>00</u>	午前 <u>8時</u> 分 <u>00</u>	午後 <u>17時</u> 分 <u>00</u>	午前 <u>8時</u> 分 <u>00</u>	午後 <u>17時</u> 分 <u>00</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
休憩時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
利用料金、員数 内に保育運営費を記入すること	例) 見守り料金100円×2ヶ月=200円、(この行事の複数回の場合は200円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>登録認定</td> <td><u>是</u></td> <td>2歳児</td> <td><u>10</u> 個</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>1歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>2歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>3歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>4歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>5歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>6歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>6歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>7歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>7歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>8歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>8歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>9歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>9歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>10歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>10歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>11歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>11歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>12歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>12歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>13歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>13歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>14歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>14歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>15歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>15歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>16歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>16歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>17歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>17歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>18歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>18歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>19歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>19歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>20歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>20歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>21歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>21歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>22歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>22歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>23歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>23歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>24歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>24歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>25歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>25歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>26歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>26歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>27歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>27歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>28歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>28歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>29歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>29歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>30歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>30歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>31歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>31歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>32歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>32歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>33歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>33歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>34歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>34歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>35歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>35歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>36歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>36歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>37歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>37歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>38歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>38歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>39歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>39歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>40歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>40歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>41歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>41歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>42歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>42歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>43歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>43歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>44歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>44歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>45歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>45歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>46歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>46歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>47歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>47歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>48歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>48歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>49歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>49歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>50歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>50歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>51歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>51歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>52歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>52歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>53歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>53歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>54歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>54歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>55歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>55歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>56歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>56歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>57歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>57歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>58歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>58歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>59歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>59歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>60歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>60歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>61歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>61歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>62歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>62歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>63歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>63歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>64歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>64歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>65歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>65歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>66歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>66歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>67歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>67歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>68歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>68歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>69歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>69歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>70歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>70歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>71歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>71歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>72歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>72歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>73歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>73歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>74歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>74歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>75歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>75歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>76歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>76歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>77歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>77歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>78歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>78歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>79歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>79歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>80歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>80歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>81歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>81歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>82歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>82歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>83歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>83歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>84歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>84歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>85歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>85歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>86歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>86歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>87歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>87歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>88歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>88歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>89歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>89歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>90歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>90歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>91歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>91歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>92歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>92歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>93歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>93歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>94歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>94歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>95歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>95歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>96歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>96歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>97歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>97歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>98歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>98歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>99歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>99歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> <tr> <td>100歳児</td> <td><u>否</u></td> <td>100歳児</td> <td><u>0</u> 個</td> </tr> </table>						登録認定	<u>是</u>	2歳児	<u>10</u> 個	1歳児	<u>否</u>	1歳児	<u>0</u> 個	2歳児	<u>否</u>	2歳児	<u>0</u> 個	3歳児	<u>否</u>	3歳児	<u>0</u> 個	4歳児	<u>否</u>	4歳児	<u>0</u> 個	5歳児	<u>否</u>	5歳児	<u>0</u> 個	6歳児	<u>否</u>	6歳児	<u>0</u> 個	7歳児	<u>否</u>	7歳児	<u>0</u> 個	8歳児	<u>否</u>	8歳児	<u>0</u> 個	9歳児	<u>否</u>	9歳児	<u>0</u> 個	10歳児	<u>否</u>	10歳児	<u>0</u> 個	11歳児	<u>否</u>	11歳児	<u>0</u> 個	12歳児	<u>否</u>	12歳児	<u>0</u> 個	13歳児	<u>否</u>	13歳児	<u>0</u> 個	14歳児	<u>否</u>	14歳児	<u>0</u> 個	15歳児	<u>否</u>	15歳児	<u>0</u> 個	16歳児	<u>否</u>	16歳児	<u>0</u> 個	17歳児	<u>否</u>	17歳児	<u>0</u> 個	18歳児	<u>否</u>	18歳児	<u>0</u> 個	19歳児	<u>否</u>	19歳児	<u>0</u> 個	20歳児	<u>否</u>	20歳児	<u>0</u> 個	21歳児	<u>否</u>	21歳児	<u>0</u> 個	22歳児	<u>否</u>	22歳児	<u>0</u> 個	23歳児	<u>否</u>	23歳児	<u>0</u> 個	24歳児	<u>否</u>	24歳児	<u>0</u> 個	25歳児	<u>否</u>	25歳児	<u>0</u> 個	26歳児	<u>否</u>	26歳児	<u>0</u> 個	27歳児	<u>否</u>	27歳児	<u>0</u> 個	28歳児	<u>否</u>	28歳児	<u>0</u> 個	29歳児	<u>否</u>	29歳児	<u>0</u> 個	30歳児	<u>否</u>	30歳児	<u>0</u> 個	31歳児	<u>否</u>	31歳児	<u>0</u> 個	32歳児	<u>否</u>	32歳児	<u>0</u> 個	33歳児	<u>否</u>	33歳児	<u>0</u> 個	34歳児	<u>否</u>	34歳児	<u>0</u> 個	35歳児	<u>否</u>	35歳児	<u>0</u> 個	36歳児	<u>否</u>	36歳児	<u>0</u> 個	37歳児	<u>否</u>	37歳児	<u>0</u> 個	38歳児	<u>否</u>	38歳児	<u>0</u> 個	39歳児	<u>否</u>	39歳児	<u>0</u> 個	40歳児	<u>否</u>	40歳児	<u>0</u> 個	41歳児	<u>否</u>	41歳児	<u>0</u> 個	42歳児	<u>否</u>	42歳児	<u>0</u> 個	43歳児	<u>否</u>	43歳児	<u>0</u> 個	44歳児	<u>否</u>	44歳児	<u>0</u> 個	45歳児	<u>否</u>	45歳児	<u>0</u> 個	46歳児	<u>否</u>	46歳児	<u>0</u> 個	47歳児	<u>否</u>	47歳児	<u>0</u> 個	48歳児	<u>否</u>	48歳児	<u>0</u> 個	49歳児	<u>否</u>	49歳児	<u>0</u> 個	50歳児	<u>否</u>	50歳児	<u>0</u> 個	51歳児	<u>否</u>	51歳児	<u>0</u> 個	52歳児	<u>否</u>	52歳児	<u>0</u> 個	53歳児	<u>否</u>	53歳児	<u>0</u> 個	54歳児	<u>否</u>	54歳児	<u>0</u> 個	55歳児	<u>否</u>	55歳児	<u>0</u> 個	56歳児	<u>否</u>	56歳児	<u>0</u> 個	57歳児	<u>否</u>	57歳児	<u>0</u> 個	58歳児	<u>否</u>	58歳児	<u>0</u> 個	59歳児	<u>否</u>	59歳児	<u>0</u> 個	60歳児	<u>否</u>	60歳児	<u>0</u> 個	61歳児	<u>否</u>	61歳児	<u>0</u> 個	62歳児	<u>否</u>	62歳児	<u>0</u> 個	63歳児	<u>否</u>	63歳児	<u>0</u> 個	64歳児	<u>否</u>	64歳児	<u>0</u> 個	65歳児	<u>否</u>	65歳児	<u>0</u> 個	66歳児	<u>否</u>	66歳児	<u>0</u> 個	67歳児	<u>否</u>	67歳児	<u>0</u> 個	68歳児	<u>否</u>	68歳児	<u>0</u> 個	69歳児	<u>否</u>	69歳児	<u>0</u> 個	70歳児	<u>否</u>	70歳児	<u>0</u> 個	71歳児	<u>否</u>	71歳児	<u>0</u> 個	72歳児	<u>否</u>	72歳児	<u>0</u> 個	73歳児	<u>否</u>	73歳児	<u>0</u> 個	74歳児	<u>否</u>	74歳児	<u>0</u> 個	75歳児	<u>否</u>	75歳児	<u>0</u> 個	76歳児	<u>否</u>	76歳児	<u>0</u> 個	77歳児	<u>否</u>	77歳児	<u>0</u> 個	78歳児	<u>否</u>	78歳児	<u>0</u> 個	79歳児	<u>否</u>	79歳児	<u>0</u> 個	80歳児	<u>否</u>	80歳児	<u>0</u> 個	81歳児	<u>否</u>	81歳児	<u>0</u> 個	82歳児	<u>否</u>	82歳児	<u>0</u> 個	83歳児	<u>否</u>	83歳児	<u>0</u> 個	84歳児	<u>否</u>	84歳児	<u>0</u> 個	85歳児	<u>否</u>	85歳児	<u>0</u> 個	86歳児	<u>否</u>	86歳児	<u>0</u> 個	87歳児	<u>否</u>	87歳児	<u>0</u> 個	88歳児	<u>否</u>	88歳児	<u>0</u> 個	89歳児	<u>否</u>	89歳児	<u>0</u> 個	90歳児	<u>否</u>	90歳児	<u>0</u> 個	91歳児	<u>否</u>	91歳児	<u>0</u> 個	92歳児	<u>否</u>	92歳児	<u>0</u> 個	93歳児	<u>否</u>	93歳児	<u>0</u> 個	94歳児	<u>否</u>	94歳児	<u>0</u> 個	95歳児	<u>否</u>	95歳児	<u>0</u> 個	96歳児	<u>否</u>	96歳児	<u>0</u> 個	97歳児	<u>否</u>	97歳児	<u>0</u> 個	98歳児	<u>否</u>	98歳児	<u>0</u> 個	99歳児	<u>否</u>	99歳児	<u>0</u> 個	100歳児	<u>否</u>	100歳児	<u>0</u> 個
登録認定	<u>是</u>	2歳児	<u>10</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1歳児	<u>否</u>	1歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2歳児	<u>否</u>	2歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3歳児	<u>否</u>	3歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4歳児	<u>否</u>	4歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5歳児	<u>否</u>	5歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
6歳児	<u>否</u>	6歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
7歳児	<u>否</u>	7歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8歳児	<u>否</u>	8歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
9歳児	<u>否</u>	9歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10歳児	<u>否</u>	10歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11歳児	<u>否</u>	11歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12歳児	<u>否</u>	12歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13歳児	<u>否</u>	13歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14歳児	<u>否</u>	14歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15歳児	<u>否</u>	15歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16歳児	<u>否</u>	16歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17歳児	<u>否</u>	17歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18歳児	<u>否</u>	18歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19歳児	<u>否</u>	19歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20歳児	<u>否</u>	20歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21歳児	<u>否</u>	21歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22歳児	<u>否</u>	22歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23歳児	<u>否</u>	23歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24歳児	<u>否</u>	24歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25歳児	<u>否</u>	25歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
26歳児	<u>否</u>	26歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27歳児	<u>否</u>	27歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28歳児	<u>否</u>	28歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29歳児	<u>否</u>	29歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30歳児	<u>否</u>	30歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31歳児	<u>否</u>	31歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
32歳児	<u>否</u>	32歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33歳児	<u>否</u>	33歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
34歳児	<u>否</u>	34歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
35歳児	<u>否</u>	35歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
36歳児	<u>否</u>	36歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
37歳児	<u>否</u>	37歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
38歳児	<u>否</u>	38歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
39歳児	<u>否</u>	39歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
40歳児	<u>否</u>	40歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
41歳児	<u>否</u>	41歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
42歳児	<u>否</u>	42歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
43歳児	<u>否</u>	43歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
44歳児	<u>否</u>	44歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
45歳児	<u>否</u>	45歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
46歳児	<u>否</u>	46歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
47歳児	<u>否</u>	47歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
48歳児	<u>否</u>	48歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
49歳児	<u>否</u>	49歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
50歳児	<u>否</u>	50歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
51歳児	<u>否</u>	51歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
52歳児	<u>否</u>	52歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
53歳児	<u>否</u>	53歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
54歳児	<u>否</u>	54歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
55歳児	<u>否</u>	55歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
56歳児	<u>否</u>	56歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
57歳児	<u>否</u>	57歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
58歳児	<u>否</u>	58歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
59歳児	<u>否</u>	59歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
60歳児	<u>否</u>	60歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
61歳児	<u>否</u>	61歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
62歳児	<u>否</u>	62歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
63歳児	<u>否</u>	63歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
64歳児	<u>否</u>	64歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
65歳児	<u>否</u>	65歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
66歳児	<u>否</u>	66歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
67歳児	<u>否</u>	67歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
68歳児	<u>否</u>	68歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
69歳児	<u>否</u>	69歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
70歳児	<u>否</u>	70歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
71歳児	<u>否</u>	71歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
72歳児	<u>否</u>	72歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
73歳児	<u>否</u>	73歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
74歳児	<u>否</u>	74歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
75歳児	<u>否</u>	75歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
76歳児	<u>否</u>	76歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
77歳児	<u>否</u>	77歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
78歳児	<u>否</u>	78歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
79歳児	<u>否</u>	79歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
80歳児	<u>否</u>	80歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
81歳児	<u>否</u>	81歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
82歳児	<u>否</u>	82歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
83歳児	<u>否</u>	83歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
84歳児	<u>否</u>	84歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
85歳児	<u>否</u>	85歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
86歳児	<u>否</u>	86歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
87歳児	<u>否</u>	87歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
88歳児	<u>否</u>	88歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
89歳児	<u>否</u>	89歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
90歳児	<u>否</u>	90歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
91歳児	<u>否</u>	91歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
92歳児	<u>否</u>	92歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
93歳児	<u>否</u>	93歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
94歳児	<u>否</u>	94歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
95歳児	<u>否</u>	95歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
96歳児	<u>否</u>	96歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
97歳児	<u>否</u>	97歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
98歳児	<u>否</u>	98歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
99歳児	<u>否</u>	99歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
100歳児	<u>否</u>	100歳児	<u>0</u> 個																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

付表3「住宅時間型保育事業を行う事業所の確認に係る記載事項」

事業所名		事業所番号		登録年月日	
		フリガナ		登録年月日	年月日
		氏名		生年月日	(西暦)
		性別		性別	
		配偶者	(配偶者の登録番号)	配偶者	
		連絡先	(都道府県・市町村・郵便番号)	連絡先	
		電話番号		電話番号	
		資格	(有り:保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭免許、幼稚園教諭准任用(二有り)、准任用)、無り:派遣、個人	資格	
		所属組織・派遣		所属組織・派遣	
	有無	有無			
	名称	名称			
	施設の類型	施設の類型			
	施設名	施設名			
	所在地	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
	地番	市町村	市町村	市町村	市町村
	建物	区	区	区	区
	ビルの名称等				
	○食事の提供に関する支援	○食事の提供に関する支援			
	○看護に関する支援	○看護に関する支援			
	○介護に関する支援	○介護に関する支援			
	○後方支援	○後方支援			
	○卒園後の受け入れまでの支援	○卒園後の受け入れまでの支援			
	申込番号	申込番号			
	種類	家庭的保育者、 (保育士資格有り)	家庭的保育者、 (保育士資格無)	直接雇用・派遣の別	
	専従	未満	専従	兼務	直接雇用(有り)
	常勤	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人
	平均被扶養人數	人	人	人	人
	事業上の必要人數	人	人	人	人
	平均経験年数	年	年	年	年
	運営年月日	年	月	日	
	利用可能曜日	月	火	水	木
		時	分	時	分
		時	分	時	分
	利用可能時間	時	分	時	分
		時	分	時	分
		時	分	時	分
	休憩時間	時	分	時	分
	午休時間	時	分	時	分
	延長保育の実施の有無	有り:無	延長保育開始前	時	分から
		開園時間終了後	時	分まで	

支拂料	支拂料 内訳 上乗便銀根の 有(内容・理由・金額)・無	支拂料 内訳 上乗便銀根の 有(内容・理由・金額)・無
添付書類	中請者の立場、審査手続記入書のなし(中請者が法人の場合は法人) 店舗説明書等の記載書のアリ 事務所の平面図(各部の階層分等からもの)、被借の概要 委託的業者との認定証(別紙後付参照)の写し及び在庫目録(賃貸所有者については保管庫を含む) 運送機会(保育の種全など)運送所の運送方法、保守の内容及びその小計、廻送保守実績に関する実績内容、貯蔵庫上の店舗がある場合の設営力能 品番を整理するために諸する指道の板面 被借業者の就務の体制及び勤務形態 当該口算に係る事務に係る資本の状況(取次子算等) 当該口算に係る地盤用具給付費及び特免並びに其賃給付費の請求に関する事項 支給率由に係るし手い旨の誓約書 被借業者の氏名、生年月日及び住所 利用手続、料金等に對する事前交渉等の状況 並びに時の対応 秘密保守のための掲示	

付表4 事業所内保育事業を行う事業所の概要に係る記載事項

事業所内保育 事業の事業種 フリガナ	<input checked="" type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 小規模型
事業所名称	新規番号( ) 都道府県 (ビルの名称等)
事業所の所在地 ・連絡先	電話番号 FAX番号 (ビルの名称等)
名称	
施設の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 認定こども園 (□幼稚園型・□保育所型・□地方教養型) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所
所在地 ・連絡施設	郵便番号( ) 都道府県 (ビルの名称等)
連絡内容	自殺の提供に関する支援 口屋外活動場の利用に関する支援 口後方支援 口卒園後の就学援助としての支援
事業所登録	
登録者の氏名、 生年月日	フリガナ 氏名 生年月日(西暦) (歳)
登録者就任年月日	年(西暦) 月 日
管理者の資格	有(□保育士 □看護師 □幼稚園教諭)無(□)
管理者の住所 ・連絡先	都道府県 (ビルの名称等)
電話番号	FAX番号
認可年月日	年(西暦) 月 日
開所曜日	月 火 水 木 金 土
開所時間	平日 午前時 分 午後時 分
休園日	例)夏季休業は○月○日～○月○日、○○行事の最終休日の次第△曜日

利用定員	事業員の子どもに係る利用定員	3号認定	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
認可定員	施設内保育室認定に係る利用者数を算出すること。	3号認定	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	従業員の子どもに係る認可定員	
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
給食の実施状況	3号認定	提供方法										
	整定期間	自願献血	連携施設	給食取入施設	( )							
	( )	延長保育	一時預かり									
その他的事務の実施状況	実施時間(花開校前～、時～分から～時～分～時～分)											
	実施時間終了後～時～分まで											
	その他											
地域枠の子どもに係る料金	実費徴収の有り(内容)・無	有( )・無( )										
	上東市徴収の有り(内容・理由・金額)・無	有( )・無( )										
	( )											
職員の状況	保育従事者 (保育士資格有り)		保育従事者 (保育士資格無し)		医師(看護師)							
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	配置	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員の状況	常勤換算の人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	兼任の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
職員の状況	副職員	その他の職員		直接雇用・派遣の別								
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	直接雇用(有効)	人	直接雇用(無効)	人	派遣	
	配置	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
職員の状況	常勤換算の人数	人	人	人	人	人	人	うら保育従事者	人	うら保育従事者	人	
	兼任の必要人数	人	人	人	人	人	人	派遣労働者	人	派遣労働者	人	
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	うら保育従事者	人	うら保育従事者	人	

施設 設備 機器	設 働	教 地	宿 会	乳 儿 室	ほ ふく 室	保 育 室	講 説 室
	居宅数/面積			室/面積	室/面積	室/面積	室/面積
人当あたりの面積				㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人
、設 備							
設置場所	□敷地内 □隣接地 □代管地 (□公園 □広場 □寺社境内 □その他)						
面 積	全体の面積			面積2床以上は1人当たり面積			面積
、設 備				調理室	、調理室	調理室	
設置状況				□調理室	□調理室		

添付書類	内訳者の定款、寄附行為、被監事項担当書の写し (申請者法人の場合のみ)、 争議所内保育事業の認可証写し、 事業所の平面図(各室の用途が分からるもの)、設備の概要、 保育士等の認定書(新規登録書)の写し及び登録書(登録保有者について:过户証の写し) 騒音などの騒音計の写し及び騒音免許の写し(当該入庫が騒音測定免許の届出である場合は 免許免許の写し不要)。 運営規則(保育の理念など事業所の運営方針、保育の内容及びその特徴、その他の事業の実施 内容、託児料との応算がある場合の参考基準) 書類を整理するための解説と指摘の箇所 就業者の賃金の体制及び勤務形態 当院に係る事業に係る資産の状況(収支予算書等) 当該申請に係る利害関係者に係る特例申請に資本回転率に切する審査 次回審査に該当しない日の誓約書 役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所) 利子手続、保証書に対する事前認定期の記述 審査会議の開催の旨 監督保護のための措置
------	--

平成XX年月日

次格事由に該当していない旨の誓約書(特定地域型保育事業者)

豊田市長様

届出者(有所)

兵名(法人にあっては名称及び代表者名)

私は、下記のことについて相違ないことを誓約します。

記

【特定地域型保育事業】

- 私は、小学校就学子どもの人権を尊重するとともに、子ども・子育て支援法又はこの施行に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行します。
- 私は、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営を行います。
- 私は、豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づいて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営を行います。
- 私は、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費について、適切な請求を行います。
- 私は、市長から報告、帳簿占領その他の物件の提出、提示若しくは出頭を命じられたときは、速やかにこれに応ります。
- 私は、正当な手段により特定地域型保育事業の許認を受けています。
- 私に、子ども・子育て支援法その他の法律の違反若しくは学校教育に関する法律で警告で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反していません。
- 私は、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしません。
- 法人会員又はその事業所を管理する者その他の場合で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者はいません。(特定地域型保育事業者が法人である場合)
- 管理者は、過去5年以内に係者に開示不正又は著しく不当な行為をしていません。(特定地域型保育事業者が法人でない場合)
- 私及び法人の役員は、暴力団員ではありません。
- 私及び法人の役員は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しません。

※必ず~読し、印を押すこと。

様式第21号(第25条関係)

年 月 日

様式

様式第21号

### 特定地域型保育事業者 確認結果通知書

子ども・子育て支援法第2.9条第1項に規定する特定地域型保育事業者として、次のように  
より確認しました。

記

申請者名

代表者名

事業所名

所在地

事業所番号

確認年月日

事業所区分

担当

電話

様式第22号(第26条関係)

特定地域型保育事業者 締認変更申請書

年 小 月 月 日

豊川市長様

新在地

申請者名、名称

代表者氏名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第29条第1項の協議において求められた利用定員を増加したいので、下記のとおり、開設区域を端末で変更申請します。

フリガナ			
名称(氏名)			
(郵便番号)	都道	府県	区
主たる事務所の所在地・連絡先 (ビルの名前等)	電話番号	FAX番号	
申 請 者	法人等の種別 代表者の職 業名・氏名	法人所轄庁 フリガナ 氏名	
代表者生年月日 年 <u>月</u> 日 (満 <u>歳</u> )	代表就任年月日 年 <u>月</u> 日		
(郵便番号) 都道 府県 区			
代表者の 生所・連絡先 (ビルの名称等)	電話番号	FAX番号	
事業者番号	種 類	新	添付様式
事業の種類	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業		<input type="checkbox"/> 月表1 <input type="checkbox"/> 月表2 <input type="checkbox"/> 月表3

付表1 小規模保育事業の事業所の確認表記に係る記載事項

小規模保育事業の事業所の確認表記に係る記載事項							
□開業 □廃業 □休業 □休業							
フリーダイヤル							
事業所名	新規事業者						
半島の所在地	都道府県						
半島の所在地	市町村						
半島の所在地	町丁目						
半島の所在地	アドレス						
認可登録日	年月日						
開所曜日	月・火・水・木・金・土						
開所時間	時 分 ~ 時 分						
開所時間	時 分 ~ 時 分						
開所時間	時 分 ~ 時 分						
休業曜日	例) 毎週休日〇日〇月〇年〇月〇〇行事の振替休日〇月第〇曜日						
認可定員	3号認定						
使用定員	3号認定 3・3歳児 2歳児 1歳児 0歳児						
※( )内に保育認定書等に記載される場合は該欄を記入すること。	( )人 ( )人 ( )人 ( )人 ( )人 ( )人						
利用定員	3号認定 3・2歳児 2歳児 1歳児 0歳児						
※( )内に保育認定書等に記載される場合は該欄を記入すること。	( )人 ( )人 ( )人 ( )人 ( )人 ( )人						
利用定員を増加しようとする理由							
職員							
(保育士資格有り)							
(保育士資格無し)							
A型 職員の状況	専従	兼務	準従	兼務	専従	兼務	
	常勤	人	人	人	人	人	
	非常勤	人	人	人	人	人	
	准従専従の比率	人	人	人	人	人	
	専従上の必要人数	人	人	人	人	人	
B型 職員の状況	専従	兼務	準従	兼務	専従	直接雇用・派遣の別	
	常勤	人	人	人	人	直接雇用有り	人
	非常勤	人	人	人	人	うち保育従事者	人
	准従専従後の比率	人	人	人	人	直接雇用無り	人
	専従上の必要人數	人	人	人	人	うち保育従事者	人
平均経験年数	年	年	年	年	派遣労働者	人	
	年	年	年	年	在籍保育従事者	人	

△型 施設 整備	改 営 教育会員	預金会員	乳児室	ほいく室	保育室	遊戯室	
	居室数／面積	室／㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡	
	1人当たりの面積	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	
	設 備	屋外遊戯場					
	設置場所	□敷地内	□隣接地	□児童地 (□公園 □広場 □寺社境内 □その他の)			
	面 積	全体の面積	㎡	床と壁上部1人当たり面積	㎡/人		
	設 備	調理室・調理設備					
	設置状況	□調理室	□調理設備				
	職 業	家庭的保育者 (保育士資格有り)		家庭的保育者 (保育士資格無し)		家庭的保育箇所者	
	専 徒	兼務	専従	複数	専従	兼務	
常勤	人	人	人	人	人	人	
非常勤	人	人	人	人	人	人	
常勤就労の人数							
お師上の必要人数							
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	
職 業	看護師(嘱託含)	看護員	その他職員				
専 徒	兼務	専従	複数	専従	兼務		
正職員	人	人	人	人	人	人	
嘱託勤務	人	人	人	人	人	人	
常勤就労の人数							
お師上の必要人数							
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	
直接雇用・派遣の別							
直接雇用(有期)	人						
(有期に係る就業年数)	人						
直接雇用(無期)	人						
(無期に係る就業年数)	人						
派遣労働者	人						
(うち就業年数)	人						
… 設 備 教育会員	預金会員	乳児室	ほいく室	保育室	遊戯室		
居室数／面積	室／㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡	室／㎡		
1人当たりの面積	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人	㎡/人		
設 備	屋外遊戯場						
設置場所	□敷地内	□隣接地	□児童地 (□公園 □広場 □寺社境内 □その他の)				
面 積	全体の面積	㎡	床と壁上部1人当たり面積	㎡/人			
設 備	調理室・調理設備						
設置状況	□調理室	□調理設備					
備註欄							
被認可書の年月							
施設の構造基準(規則)と各部の用途が分かれることの、認可の規定							
運営規程							
運営者の認定の年月及び認可年数							
当該申請に係る地盤強度守給付費及び免地盤保育補付費の請求に関する事項							
字義解説表							

付表2 家庭的保育事業を行う事業所の確認変更に係る記載事項

アリガチ 事業所名稱						
実施場所 所在地、通路先 (ビルの名称等)	1階室 1階室以外( ) 郵便番号 都道府県 市区町村 ビルの名称等)					
電話番号 (FAX番号、 アドレス)	FAX番号					
認可年月日	年	月	日			
開所時間	午前	時	分	午後	時	分
開所時間	午前	時	分	午後	時	分
休憩時間	例)夏季休業10月1日から10月31日、〇〇行事の試験休業〇月〇日～〇月〇日					
認可定員	3号認定 1人					
利用可能器具 (要、要、要)						
※(内に既存保育機関に係る既存登録料を記入すること)						
利用可能員 (要、要、要)						
※(内に既存保育機関に係る既存登録料を記入すること)						
利用定期を増加し ようとする理由						
職員基 本状況 (非常勤 者当換算後の人数)	家庭的保育者 (保育士資格有り) 専従 未務 専従 業務 専従 業務 人 人 人 人 人 人					
職員の状況 (非常勤 者当換算後の人数)	家庭的保育者 (保育士資格無し) 人 人 人 人 人 人					
就業上の必要人材 (平均経験年数)	年 年 年					

職員の状況	職種	専従	兼務	直接雇用・派遣の別	直接雇用	派遣	合計
	配置	常勤	人	人	人	人	人
職員数	配置	人	人	直接雇用(有効)	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	直接雇用(無効)	人	人	人
合計職員数の内訳				人			
満足上の必要人数				人			
平均年齢				年	派遣契約有	人	人
施設	乳幼児の保育を行う部屋						
面積	全体の面積						
施設設備	屋外遊戯場						
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接地 <input type="checkbox"/> 代管地 ( <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 広場 <input type="checkbox"/> 寺社境内 <input type="checkbox"/> その他)						
面積	全体の面積						
設備	調理室・調理設備						
設置状況	調理室・調理設備						
添付書類	<p>確認通知書の写し 建物の常時換気及び因縁(各室の着衣が守られるもの)、設備の安全管理規程 健常者の健常の体制及び勤務形態 当該工事に係る測定計器を常時持行する旨の明記並びに保育料料費の請求に関する記載 学校給食指針</p>						

付表3「事業所内保育事業を行う事業所の認証変更に係る届様式」

事業所内保育 事業の事業種 別	□ 保育園型 □ 小規模型
事業所名	
事業所の所在地 (郵便番号)	都道府県 区
電話番号 (ビル名等)	FAX番号
認可年月日	年 月 日
開所時間	午前 年時 分 ~ 年時 分 午後 年時 分 ~ 年時 分 日曜・祝日 年時 分 ~ 年時 分
休業日	例) 見事休業は〇月〇日~〇月〇日、〇〇行事の振替休業は〇月〇日
認可定員 (変更前)	児童の子どもに係る認可定員 男 女 合計 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( )
認可定員 (変更後)	児童の子どもに係る認可定員 男 女 合計 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( )
※(1)内に保育所を認定する利用定員を足し算すること。 ※(2)内に保育所を認定する利用定員を足し算すること。	児童の子どもに係る利用定員 男 女 合計 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( ) 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 人 人 人 人 ( ) ( ) ( ) ( )



様式第23号(第27条関係)

特定地域保育事業 利用定員減少届出書

年 月 日

高川山長様

新在地

島根県名林

代表者氏名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第29条第1項の確認において定められた利用定員を減化したのは、同法第17条第2項の規定により、下記のとおり、契約書類を添えて届け出ます。

フリガナ		
事業所名稱	(郵便番号) 郡道市町村 都道府県 区	
事業所の所在地 ・ 郵便番号	(ビルの名称等) 電話番号 地域番号 アドレス	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業 ( <input checked="" type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> C型) <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業 ( <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> み親模型)	
事業所番号	2号認定	3号認定
認定登録	人	人
認可年月日	年 月 日	年 月 日
利用定員を減少し ようとする年月日		
利用定員を減少す る理由		
現に利用している 小児対応学齢子ど もに対する措置		

小規模保育事業・家庭的保育事業					
利・用・定・員・額 （内訳）	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
利・用・定・員・額 （家庭、対外）					
利・用・定・員・額 （内訳）	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
事業所内保育事業					
利・用・定・員・額 （内訳）	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
利・用・定・員・額 （内訳）					
利・用・定・員・額 （内訳）	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
利・用・定・員・額 （内訳）					
利・用・定・員・額 （内訳）	3号認定	1・2歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）

様式第24号(第39条関係)

業務管理体制の整備(区分変更)届出書

草 市 長 標

所在地

届出者名

氏名

(姓と名にあつては氏名及び氏名)

子ども・子育て支援法第56条 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項 第11項 第12項 第13項 第14項 第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第24項 第25項 第26項 第27項 第28項 第29項 第30項 第31項 第32項 第33項 第34項 第35項 第36項 第37項 第38項 第39項 第40項 第41項 第42項 第43項 第44項 第45項 第46項 第47項 第48項 第49項 第50項 第51項 第52項 第53項 第54項 第55項 第56項 第57項 第58項 第59項 第60項 第61項 第62項 第63項 第64項 第65項 第66項 第67項 第68項 第69項 第70項 第71項 第72項 第73項 第74項 第75項 第76項 第77項 第78項 第79項 第80項 第81項 第82項 第83項 第84項 第85項 第86項 第87項 第88項 第89項 第90項 第91項 第92項 第93項 第94項 第95項 第96項 第97項 第98項 第99項 第100項 第101項 第102項 第103項 第104項 第105項 第106項 第107項 第108項 第109項 第110項 第111項 第112項 第113項 第114項 第115項 第116項 第117項 第118項 第119項 第120項 第121項 第122項 第123項 第124項 第125項 第126項 第127項 第128項 第129項 第130項 第131項 第132項 第133項 第134項 第135項 第136項 第137項 第138項 第139項 第140項 第141項 第142項 第143項 第144項 第145項 第146項 第147項 第148項 第149項 第150項 第151項 第152項 第153項 第154項 第155項 第156項 第157項 第158項 第159項 第160項 第161項 第162項 第163項 第164項 第165項 第166項 第167項 第168項 第169項 第170項 第171項 第172項 第173項 第174項 第175項 第176項 第177項 第178項 第179項 第180項 第181項 第182項 第183項 第184項 第185項 第186項 第187項 第188項 第189項 第190項 第191項 第192項 第193項 第194項 第195項 第196項 第197項 第198項 第199項 第200項 第201項 第202項 第203項 第204項 第205項 第206項 第207項 第208項 第209項 第210項 第211項 第212項 第213項 第214項 第215項 第216項 第217項 第218項 第219項 第220項 第221項 第222項 第223項 第224項 第225項 第226項 第227項 第228項 第229項 第230項 第231項 第232項 第233項 第234項 第235項 第236項 第237項 第238項 第239項 第240項 第241項 第242項 第243項 第244項 第245項 第246項 第247項 第248項 第249項 第250項 第251項 第252項 第253項 第254項 第255項 第256項 第257項 第258項 第259項 第260項 第261項 第262項 第263項 第264項 第265項 第266項 第267項 第268項 第269項 第270項 第271項 第272項 第273項 第274項 第275項 第276項 第277項 第278項 第279項 第280項 第281項 第282項 第283項 第284項 第285項 第286項 第287項 第288項 第289項 第290項 第291項 第292項 第293項 第294項 第295項 第296項 第297項 第298項 第299項 第300項 第301項 第302項 第303項 第304項 第305項 第306項 第307項 第308項 第309項 第310項 第311項 第312項 第313項 第314項 第315項 第316項 第317項 第318項 第319項 第320項 第321項 第322項 第323項 第324項 第325項 第326項 第327項 第328項 第329項 第330項 第331項 第332項 第333項 第334項 第335項 第336項 第337項 第338項 第339項 第340項 第341項 第342項 第343項 第344項 第345項 第346項 第347項 第348項 第349項 第350項 第351項 第352項 第353項 第354項 第355項 第356項 第357項 第358項 第359項 第360項 第361項 第362項 第363項 第364項 第365項 第366項 第367項 第368項 第369項 第370項 第371項 第372項 第373項 第374項 第375項 第376項 第377項 第378項 第379項 第380項 第381項 第382項 第383項 第384項 第385項 第386項 第387項 第388項 第389項 第390項 第391項 第392項 第393項 第394項 第395項 第396項 第397項 第398項 第399項 第400項 第401項 第402項 第403項 第404項 第405項 第406項 第407項 第408項 第409項 第410項 第411項 第412項 第413項 第414項 第415項 第416項 第417項 第418項 第419項 第420項 第421項 第422項 第423項 第424項 第425項 第426項 第427項 第428項 第429項 第430項 第431項 第432項 第433項 第434項 第435項 第436項 第437項 第438項 第439項 第440項 第441項 第442項 第443項 第444項 第445項 第446項 第447項 第448項 第449項 第450項 第451項 第452項 第453項 第454項 第455項 第456項 第457項 第458項 第459項 第460項 第461項 第462項 第463項 第464項 第465項 第466項 第467項 第468項 第469項 第470項 第471項 第472項 第473項 第474項 第475項 第476項 第477項 第478項 第479項 第480項 第481項 第482項 第483項 第484項 第485項 第486項 第487項 第488項 第489項 第490項 第491項 第492項 第493項 第494項 第495項 第496項 第497項 第498項 第499項 第500項 第501項 第502項 第503項 第504項 第505項 第506項 第507項 第508項 第509項 第510項 第511項 第512項 第513項 第514項 第515項 第516項 第517項 第518項 第519項 第520項 第521項 第522項 第523項 第524項 第525項 第526項 第527項 第528項 第529項 第530項 第531項 第532項 第533項 第534項 第535項 第536項 第537項 第538項 第539項 第540項 第541項 第542項 第543項 第544項 第545項 第546項 第547項 第548項 第549項 第550項 第551項 第552項 第553項 第554項 第555項 第556項 第557項 第558項 第559項 第560項 第561項 第562項 第563項 第564項 第565項 第566項 第567項 第568項 第569項 第570項 第571項 第572項 第573項 第574項 第575項 第576項 第577項 第578項 第579項 第580項 第581項 第582項 第583項 第584項 第585項 第586項 第587項 第588項 第589項 第589項 第590項 第591項 第592項 第593項 第594項 第595項 第596項 第597項 第598項 第599項 第600項 第601項 第602項 第603項 第604項 第605項 第606項 第607項 第608項 第609項 第610項 第611項 第612項 第613項 第614項 第615項 第616項 第617項 第618項 第619項 第620項 第621項 第622項 第623項 第624項 第625項 第626項 第627項 第628項 第629項 第630項 第631項 第632項 第633項 第634項 第635項 第636項 第637項 第638項 第639項 第640項 第641項 第642項 第643項 第644項 第645項 第646項 第647項 第648項 第649項 第650項 第651項 第652項 第653項 第654項 第655項 第656項 第657項 第658項 第659項 第660項 第661項 第662項 第663項 第664項 第665項 第666項 第667項 第668項 第669項 第669項 第670項 第671項 第672項 第673項 第674項 第675項 第676項 第677項 第678項 第679項 第679項 第680項 第681項 第682項 第683項 第684項 第685項 第686項 第687項 第688項 第689項 第689項 第690項 第691項 第692項 第693項 第694項 第695項 第696項 第697項 第698項 第699項 第699項 第700項 第701項 第702項 第703項 第704項 第705項 第706項 第707項 第708項 第709項 第709項 第710項 第711項 第712項 第713項 第714項 第715項 第716項 第717項 第718項 第719項 第719項 第720項 第721項 第722項 第723項 第724項 第725項 第726項 第727項 第728項 第729項 第729項 第730項 第731項 第732項 第733項 第734項 第735項 第736項 第737項 第738項 第739項 第739項 第740項 第741項 第742項 第743項 第744項 第745項 第746項 第747項 第748項 第749項 第749項 第750項 第751項 第752項 第753項 第754項 第755項 第756項 第757項 第758項 第759項 第759項 第760項 第761項 第762項 第763項 第764項 第765項 第766項 第767項 第768項 第769項 第769項 第770項 第771項 第772項 第773項 第774項 第775項 第776項 第777項 第778項 第779項 第779項 第780項 第781項 第782項 第783項 第784項 第785項 第786項 第787項 第788項 第789項 第789項 第790項 第791項 第792項 第793項 第794項 第795項 第796項 第797項 第798項 第799項 第799項 第800項 第801項 第802項 第803項 第804項 第805項 第806項 第807項 第808項 第809項 第809項 第810項 第811項 第812項 第813項 第814項 第815項 第816項 第817項 第818項 第819項 第819項 第820項 第821項 第822項 第823項 第824項 第825項 第826項 第827項 第828項 第829項 第829項 第830項 第831項 第832項 第833項 第834項 第835項 第836項 第837項 第838項 第839項 第839項 第840項 第841項 第842項 第843項 第844項 第845項 第846項 第847項 第848項 第849項 第849項 第850項 第851項 第852項 第853項 第854項 第855項 第856項 第857項 第858項 第859項 第859項 第860項 第861項 第862項 第863項 第864項 第865項 第866項 第867項 第868項 第869項 第869項 第870項 第871項 第872項 第873項 第874項 第875項 第876項 第877項 第878項 第879項 第879項 第880項 第881項 第882項 第883項 第884項 第885項 第886項 第887項 第888項 第889項 第889項 第890項 第891項 第892項 第893項 第894項 第895項 第896項 第897項 第898項 第899項 第899項 第900項 第901項 第902項 第903項 第904項 第905項 第906項 第907項 第908項 第909項 第909項 第910項 第911項 第912項 第913項 第914項 第915項 第916項 第917項 第918項 第919項 第919項 第920項 第921項 第922項 第923項 第924項 第925項 第926項 第927項 第928項 第929項 第929項 第930項 第931項 第932項 第933項 第934項 第935項 第936項 第937項 第938項 第939項 第939項 第940項 第941項 第942項 第943項 第944項 第945項 第946項 第947項 第948項 第949項 第949項 第950項 第951項 第952項 第953項 第954項 第955項 第956項 第957項 第958項 第959項 第959項 第960項 第961項 第962項 第963項 第964項 第965項 第966項 第967項 第968項 第969項 第969項 第970項 第971項 第972項 第973項 第974項 第975項 第976項 第977項 第978項 第979項 第979項 第980項 第981項 第982項 第983項 第984項 第985項 第986項 第987項 第988項 第989項 第989項 第990項 第991項 第992項 第993項 第994項 第995項 第996項 第997項 第998項 第999項 第999項 第1000項

該選者・被選者番号	
1. 就中の内容	(1) 法第55条第2項関係(準備) (2) 法第55条第4項関係(区分の変更)
2. フリガナ 名前 住所 誕生日 性別 代表者の職名 名前 性別 代表者の住所 事業所名称及び 所在地	フリガナ 名前 性別 誕生日 性別 事業所番号 開業年月日 事業所番号 所在地
3. 子ども・子育て支援法施行規則第43 条第2号から第4号 に基づく届出事項	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) 生年月日 業務が法令に適合することを確保するための規程 第3号 業務執行の状況の監査の方法の概要 第4号
b. 区分変更行政機関名 区 分 変 更 の 理 由 變 更 區 分 變 更 日 期	区 分 變 更 的 理 由 變 更 區 分 變 更 日 期
備考	1.「届出の内容」欄は、該選するものの番号を○で並べること。 2.「子ども・子育て支援法施行規則第43条第2号から第4号に基づく届出事項」欄は、届け出る事項について該選するもの全てを○で並べること。 3.次の内容が分かる書類を添付すること。 (1)施設を受けている施設又は事業所の枚数、事業所番号、名称、認定教育、保育施設、特定施設、認可保育事業の区分、認可年月日及び所在地が分かる書類。 (2)確認を受けている施設又は事業所の数が30以上の中事業者については、実務が法令に適合することを確保するための規程の概要が分かる書類。 (3)確認を受けている施設又は事業所の数が30以上の事業者については、業務執行の状況の監査の方法の概要が分かる書類。

1.「届出の内容」欄は、該選するものの番号を○で並べること。  
2.「子ども・子育て支援法施行規則第43条第2号から第4号に基づく届出事項」欄は、届け出る事項について該選するもの全てを○で並べること。  
3.次の内容が分かる書類を添付すること。  
(1)施設を受けている施設又は事業所の枚数、事業所番号、名称、認定教育、保育施設、特定施設、認可保育事業の区分、認可年月日及び所在地が分かる書類。  
(2)確認を受けている施設又は事業所の数が30以上の中事業者については、実務が法令に適合することを確保するための規程の概要が分かる書類。  
(3)確認を受けている施設又は事業所の数が30以上の事業者については、業務執行の状況の監査の方法の概要が分かる書類。

様式第25号(第29条関係)

業務管理体制の経営専門の変更届出書

年 月 日

豊岡市長様

内記述

届出者名前

代表者氏名(法人以外にあっては住所及び氏名)

業務管理体制に係る届出事項を変更したので、子ども・子育て支援法第29条第3項の規定により  
届出ます。

設置者・事業者番号

変更があった事項

1. 法人の種別、名前(略称あり)、所在地、電話、FAX番号
2. 主たる事業所の所在地、電話、FAX番号
3. 代表者の氏名(略称あり)、生年月日
4. 代表者の住所、姓名
5. 事業所名称等及び所在地
6. 法令遵守責任者の氏名(略称あり)、生年月日
7. 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8. 業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容

(変更前)

(変更後)

備考

1. 「変更があった事項」欄は、該当するものの部分を○で囲むこと。
2. 「変更があった事項」欄の7事項は、確認を受けている施設又は事業所の数に変更が生じ、業務管理体制を変更した場合にだけ出ること。
3. 「変更があった事項」欄の7又は8の事項は、業務管理体制を変更した場合にだけ出ること。  
また、確認を受けている施設又は事業所の数が20以上又は100以上に増加し、届出先に変更  
が生じた場合には、「様式第13号 業務管理体制の整備(区分変更)届出書」も併せて届け出  
るとともに、変更後の届出先にもそれぞれに記した届出を行うこと。

様式第36号(第30条関係)

教育・保育施設の別段の申請に係る申請書

豊田市長様

年 月 日

所在地

申請者(名前)

代表者氏名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・子育て支援法附則第7条本文の規定に係る記載を不要とする旨を、同条に記載の規定により申出ます。

申 請 者	フリガナ 法人等名称 (郵便番号) 都道府県 主たる事務所の 所在都・連絡先 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス	登入所順序
	代表者の 職名 姓 名	フリガナ 氏名
	代表者生年月日 (郵便番号) 都道府県 代表者のか 育児 住所・連絡先 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス	生年月日(西暦) 代表就任年月日 (西暦) 都道府県 有無 区 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス
	施設名 (郵便番号) 都道府県 施設の所在地 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス	生年月日(西暦) 生年月日(西暦) 都道府県 有無 区 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス
	監理者の氏名 生年月日 監理者の住所 ・連絡先 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス	生年月日(西暦) 生年月日(西暦) 都道府県 有無 区 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス
□認定こども園 □幼稚園 △記載を不要とする旨		

様式第27号(第36条関係)

みなし認定こども園等に係る届出書

年 月 日

豊田市長 様

所 在 地

姓 氏 名 族

姓 氏 名

(法人以外にあっては住所及び氏名)

子ども・生育支援法施行規則附則第36条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

アリガナ

法人等名稱

(郵便番号)

都道府県

都道府県

都道府県

都道府県

都道府県

主たる事務所の

所在地・連絡先

(ビルの名称等)

起

連絡番号

E-mail

アドレス

FAX番号

出

者

代表者の

職名・氏名

代表者生年月日

法人登録番号

フリガナ

氏名

年月日(満歳)

代表就任年月日

年月日

代 表 者 の

住 所・連絡先

(郵便番号)

都道

府県

都道

府県

(ビルの名称等)

施

の

区 分

連絡番号

区 分

添付枚数

□ 幼保連携型認定こども園

□ 幼稚園(上記を除く)

□ 保育所(上記を除く)

付表1

付表2

付表3

付表1 認定こども園(幼稚迎揚業)の確認に係る記載事項

アリガタ 施設名・称	(郵便番号) 都道府県 市区町村 町字番地 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 アドレス			
園長の氏名 誕生日月日 就任年月日 園民の免許・資格	アリガタ 氏名 手帳月日 (満期) 年々月々 日 日 (満期) 「教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)」「保育士資格」			
園長の在籍 連絡先	(郵便番号) 都道府県 市区町村 町字番地 (ビルの名称等) 電話番号 FAX番号 手帳月日 開所曜日 開所時間			
	月	日	月	日
	時 分	時 分	時 分	時 分
休園日	例) 夏季休園(6月1日から8月31日)、定期行事の休園(例)1月3日			
認可定員	人			
学級編制	学級(1学級当たり人)			
給食の実施状況	実施有無 有 無 提供日 日・月・火・水・木・金・土 その他( ) 提供方法 自製調理・外販搬入・弁当持参			
利用料	実費徴収の有無 有 無 上乗せ徴収の有(内容・理由・金額)無			

職種	副園長		教頭		主幹保育教諭		指導保育教諭		保育教師	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
配置上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職種	助保育教諭		主幹教諭		養護教諭		看護師級職		主幹教諭級諭	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
配置上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職種	保健師		营养教諭		学校医		学校薬剤師		事務職員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置	常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
配置上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職種	調理員		教育補助職員		その他の職員		直接雇用・派遣の別			
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	直接雇用(有期)	人	人
配置	常勤	人	人	人	人	人	人	うも保育教諭	人	人
職員数	非常勤	人	人	人	人	人	人	直接雇用(無期)	人	人
常勤換算後の人数	人	人	人	人	人	人	人	うも保育教諭	人	人
配置上の必要人数	人	人	人	人	人	人	人	派詮労働者	人	人
平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	うも保育教諭	人	人

施設種別	設備	敷地全体	開舗率	割合率	保育室	遊戯室
	居室数/立柱	坪	率/坪	率/坪	室/坪	室/坪
人当あたりの面積					畳/人	畳/人
設備						
	園庭(運動場・屋外遊戯場)					
設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接地	<input type="checkbox"/> 代管地(旧公園・旧公墓)	<input type="checkbox"/> 所有地内	<input type="checkbox"/> その他	
面 積	面積 ㎡ 構2歳以上児1人当たり面積					
設 情	調査率・実現設備					
設置状況	<input type="checkbox"/> 実理室					
施 設 者	<p>届出者の定款、監査行為、登記事項説明書の写し 認定ごとも同の認定証の写し 施設の構造概要及び平面(各部の用途が分かるもの)、設備の概要 園長の経歴書 運営規程(学校教育・保育の観念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他の事業に関する実施内容、定員以上の心配がある場合の選考基準)</p> <p>年齢を勘定するため講ずる措置の概要 從業者の職務の体制及び勤務形態 当該届出に係る事業に係る資本の状況(原資と算出等) 当該届出に係る施設型給付費及び施設施設型給付費の請求に関する事項 欠格事由に該当しない旨の誓約書 役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所) 学級編制表 利用手帳・利用者に対する事前説明等の状況 事故発生時の対応 秘密保持のための措置 過去3年間における利用入数の分かることの</p>					
利 用 者						

付表2 幼稚園の施設に係る記載事項

アーリーカード 施設名	(郵便番号) 都道府県 郡市 施設の所在地 ・ 連絡先 ・		
園長の氏名 生年月日 園長就任年月日 園長の資格・資格の有無	電話番号 FAX番号 E-mail アドレス	シリガガ 氏名 年月日 年月日 年月日	4年月日 （満齢） 年月日 （幼稚園免許法（幼稚園教員又は一級免許）・七ヶ月育才資格） 無
園長の住所 ・ 連絡先 ・	電話番号 FAX番号 E-mail アドレス	(郵便番号) 都道府県 郡市 （ビルの名称等）	
詮題年月日 開園曜日 開園時間 休業・閉園日	時 分 時 分 時 分 時 分	時 分 時 分 時 分 時 分	時 分 時 分 時 分 時 分
認可定員 年齢制限 、 給食の実施状況	学級（1学級当たり） 実施有無 提供方法		

割り印料	実費収取の 有(内容・金額)・無				有(内容・理由・金額)・無			
	上乗せ収取の 有(内容・理由・金額)・無							

職種		副課長		教頭		主幹教諭		指導教諭		教諭	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配 置	常勤	人	入	人	入	人	入	人	入	人	入
	非常勤	人	入	人	入	人	入	人	入	人	入
	常勤換算後の人数										
	通常上の必要人数										
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職 物		功教諭	講師	養護教諭	普通切教諭	保健教諭					
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配 置	常勤	人	入	人	入	人	入	人	入	人	入
	非常勤	人	入	人	入	人	入	人	入	人	入
	常勤換算後の人数										
	通常上の必要人数										
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職種		学校医	学校薬剤師	学校薬剤師	事務職員	教育補助職員					
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配 置	常勤	人	入	人	入	人	入	人	入	人	入
	非常勤	人	入	人	入	人	入	人	入	人	入
	常勤換算後の人数										
	通常上の必要人数										
	平均経験年数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
職種		その他職員 直接雇用・派遣の別				その他の職員					
		専従	兼務	直接雇用(年俸)	人	直接雇用	派遣	直接雇用	派遣	直接雇用	派遣
配 置	常勤	人	入	うち教諭	人						
	非常勤	人	入	直接雇用(年俸)	人						
	常勤換算後の人数			うち教諭	人						
	通常上の必要人数			派遣労働者	人						
	平均経験年数	年	年	うち教諭	人						

施設設備	設備	敷地全体	構内	体育室	更衣室	開庭(運動場)
	居室数/面積	坪	坪	坪	坪	坪
	人当たりの面積	坪	坪	坪	坪	坪
設備						調理室・調理設備
設置状況		□調理室	□調理設備	□無し		
添付書類		屋主者の近影、登記簿明書等の写し 謹印の写し 建物の構造概要及び図面(各部の用途が分かるもの)、設備の概要 施設の歴史 運営規程(学校教育・保育の理念など施設の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他の事業に関する実施内容、定員以降の需要がある場合の運営方針) 異情を処理するために設ける措置の概要 従業者の勤務の体制及び勤務形態 当該屋に係る事業に係る資産の状況(収支予算書等) 当該屋に係る雇用性給付費及び特例給付費の請求に関する事項 会員登録に該当しない旨の誓約書 役員名簿(役員の氏名、生年月日及び住所) 学級編制表 利用了継・利前者に対する京前説明等の状況 学校登録の対応 秘密保持のための誓約 過去3年間における利用人數の分かること				

付表3 保管所の確認に係る記載事項

フリガナ	施設名稱	郵便番号	都道府県	市区		
施設の所在地 ・道・府・県 ・市・町・村 ・(ビルの名称等)						
電話番号	FAX番号					
施設長の氏名 ・生年月日	フリガナ	年	月	日		
民　名		九	月	日		
施設接続年月日						
地代の支証・賃料の有無	有(上)教職免許状(専修免許状又は一種免許状)・上体育士資格(上)無					
施設長の住所 ・道・府・県 ・市・町・村 ・(ビルの名称等)	郵便番号	都道府県	市区			
電話番号	FAX番号					
認可年月日	年	月	日			
開所曜日	月	火	水	木	金	土
開所時間	平日	時	分	～	時	分
	土曜日	時	分	～	時	分
	日曜日・祝日	時	分	～	時	分
休園日	例) 認可休園日の月の日～月の日、(例)行事の権利本にのみ第△席					
認可定員	人					
給食の実施状況	日園調査、外部搬入					
利潤率	実費収の 有(内容)・無	有(	～	)	無	
	土乗せ収の 有(内容・理由・金額)・無	有(	～	)	無	

職員の状況	職務	主任保育士	保育士	医師(嘱託医)	調理員	その他の職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
配置職員数	常勤	人	人	人	人	人	人
	非常勤	人	人	人	人	人	人
宿泊料収入法		人	人	人	人	人	人
送迎上の必要人員		人	人	人	人	人	人
平均経験年数		年	年	年	年	年	年
直接雇用・派遣の別							
直接雇用(有期)		人					
うち保育士		人					
直接雇用(無期)		人					
うち保育士		人					
派遣労働者		人					
うち保育士		人					
施設							
敷地全般	園舎	児童室	保育室	遊戯室			
居室数/面積	間	畳	畳	畳			
人当たりの面積		畳	畳	畳			
施設設備							
設備	外観	屋外遊戯場					
設備類	□敷地内	□隣接地	□代替地 (□公園 □広場 □寺社境内 □その他)				
面積	、 全體の面積		、 隣接地に上記人当たり面積				
成績	、 成績	、 調査書、端末機器					
設備状況		、 設備率	、 調理室設備				
備考欄							
備考欄	提出者の意欲、開園行為、登記書類明細の写し(申請者が法人の場合のみ)、認可証の写し、建物の構造概要及び図面(各部の用途が分かるもの)、設備の概要、施設長の経歴書、運営規程(学校教育・保育の運営方針、学校教育・保育の内容及びその特徴、その他の事業に関する実施内容、定員以上の心算がある場合の選考基準)、苦情を処理するための掲示の概要、従業者の勤務の体制及び勤務形態、当該届出に係る事業に係る資産の状況(取扱予算書等)、当該届出に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項、欠格事由に該当しない旨の誓約書、役員名簿(役員の氏名、生年月日及(生年月日)、学級編制表、利用手続・利便者に対する事前説明等の状況、事故発生時の対応、秘密保持のための誓約、過去3年間ににおける利用人數の分かるもの)						

様式第1号（第4条関係）  
様式第2号（第5条関係）  
様式第3号（第5条関係）  
様式第3号の2（第6条関係）  
様式第3号の3（第6条関係）  
様式第3号の4（第6条関係）  
様式第3号の5（第6条関係）  
様式第3号の6（第6条関係）  
様式第4号（第7条関係）  
様式第5号 削除  
様式第6号（第8条関係）  
様式第7号（第9条関係）  
様式第8号（第10条関係）  
様式第9号（第11条関係）  
様式第10号（第12条関係）  
様式第11号（第16条関係）  
様式第12号（第20条関係）  
様式第13号（第20条、第22条関係）  
様式第14号（第20条関係）  
様式第15号（第21条関係）  
様式第16号（第22条、第27条関係）  
様式第17号（第23条関係）  
様式第18号（第24条、第28条関係）  
様式第19号（第25条関係）  
様式第20号（第25条、第27条関係）  
様式第21号（第25条関係）  
様式第22号（第26条関係）  
様式第23号（第27条関係）  
様式第24号（第29条関係）

様式第25号（第29条関係）

様式第26号（第30条関係）

様式第27号（第31条関係）

# ○豊田市こども発達センター条例

平成8年3月29日

条例第1号

改正 平成9年3月27日条例第15号

平成11年3月29日条例第4号

平成12年3月29日条例第29号

平成13年3月30日条例第5号

平成17年9月30日条例第130号

平成18年9月29日条例第71号

平成24年3月30日条例第24号

平成26年10月1日条例第55号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、豊田市こども発達センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 障害のある児童又はその疑いのある児童（以下「障害児」という。）の福祉の増進を図るため、豊田市こども発達センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターには、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）を置く。

3 前項に規定する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

種別	名称	位置
診療所	のぞみ診療所	豊田市西山町2丁目19番
児童発達支援センター	ひまわり	地
	なのはな	
	たんぽぽ	

## (事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害又は子育て全般の各種相談に関すること。
- (2) 障害の診断、検査及び判定に関すること。
- (3) 障害の治療及び指導に関すること。
- (4) 障害児及びその保護者に対する家庭における訓練方法等の指導に関すること。
- (5) 障害児に対する療育訓練に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

2 児童発達支援センターが行う事業の主たる対象とする障害の種類は、次に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ひまわり 知的障害及び発達障害
  - (2) なのはな 難聴
  - (3) たんぽぽ 肢体不自由
- (管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

（利用日及び利用時間）

第5条 センターの利用日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

（入所の資格）

第6条 児童発達支援センターに入所することができる者は、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児（以下「通所給付決定障害児」という。）とする。

（入所の許可）

第7条 児童発達支援センターに入所しようとする通所給付決定障害児の保護者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

（入所の期間）

第8条 児童発達支援センターの入所の期間は、法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間とする。

(退所)

第9条 指定管理者は、児童発達支援センターに入所した者又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、退所させることができる。

(1) 第6条に規定する入所の資格要件が消滅したとき。

(2) 児童発達支援センターの運営上又は管理上支障を及ぼすおそれのあるとき。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、センターの運営上又は管理上支障を及ぼすおそれのある者に対しては、センターの利用を拒むことができる。

(使用料及び手数料)

第11条 第2条第3項に規定する施設のうち、のぞみ診療所を利用する者は、その利用の都度又は市長の指定する日までに、次の各号に掲げる額の使用料又は手数料を納付しなければならない。

(1) 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法によって算定した額とする。

(2) 診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料の額は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第6条に規定する場合を除き、1通につき3、150円の範囲内で規則で定める額とする。

2 児童発達支援センターにおいて、法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受ける通所給付決定障害児の保護者は、市長の指定する日までに、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（当該通所給付決定障害児が法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費の支給の決定に係るものである場合は、同条第2項各号に定める額を合計した額）の使用料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) 第3条第1項に規定するセンターの事業の運営に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。  
(豊田市立精神薄弱児通園施設条例の廃止)
- 2 豊田市立精神薄弱児通園施設条例（昭和43年条例第2号）は、廃止する。  
(豊田市障害者福祉社会館条例の一部改正)
- 3 豊田市障害者福祉社会館条例（昭和62年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
(次のように略)

#### 附 則（平成9年3月27日条例第15号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成11年3月29日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月29日条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成13年3月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成17年9月30日条例第130号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成18年9月29日条例第71号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年3月30日条例第24号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第55号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

## ○豊田市こども発達センター管理規則

平成8年3月29日

規則第1号

改正 平成9年3月27日規則第18号

平成11年3月29日規則第2号

平成12年3月29日規則第27号

平成17年11月11日規則第116号

平成18年9月29日規則第76号

平成24年3月30日規則第38号

### (趣旨)

第1条 この規則は、豊田市こども発達センター条例（平成8年条例第1号。以下「条例」という。）第7条、第11条第1項第2号及び第14条の規定に基づき、豊田市こども発達センター（以下「センター」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (診療科目)

第2条 のぞみ診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 精神科
- (2) 小児科
- (3) 整形外科
- (4) 泌尿器科
- (5) 耳鼻いんこう科
- (6) リハビリテーション科
- (7) 小児歯科

### (定員)

第3条 次の各号に掲げる施設の定員は、当該各号に定めるところによる。

- (1) なのはな 30人
- (2) たんぽぽ 40人
- (3) ひまわり 50人

### (入所の申請)

第4条 条例第7条の規定により入所の許可を受けようとする者（以下「入所申請者」という。）は、次に掲げる書類を指定管理者（条例第4条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

（1）入所申請書（様式第1号）

（2）医師の診断書

（入所の決定）

第5条 指定管理者は、入所申請者から入所の申請があった場合において、入所しようとする者が伝染性疾患を有しない者で入所を適当と認めたときは入所許可通知書（様式第2号）を、入所を不適当と認めたときは入所不許可通知書（様式第3号）を当該入所申請者に送付しなければならない。

（入所の手続）

第6条 入所を許可された者（以下「入所者」という。）の保護者は、入所に当たって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第2項に規定する指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に基づき指定管理者が定める書面により、指定管理者と契約を結ばなければならない。

2 条例第6条第2号に該当する入所者の保護者は、入所に当たって、身元引受書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

（退所の届出）

第7条 入所者の保護者は、入所期間の中途で退所しようとするときは、退所予定日の1月前までに退所届出書（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

（退所の通知）

第8条 指定管理者は、入所者が退所したときは、退所通知書（様式第6号）を法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等の支給決定をした市町村に送付しなければならない。

（手数料）

第9条 条例第11条第1項第2号の手数料の額は、別表のとおりとする。

（使用料及び手数料の減免）

第10条 市長は、のぞみ診療所を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料及び手数料を減免することができる。

- (1) 失業又は疾病等により著しく所得が減少し、使用料及び手数料の支払が困難であるとき。
- (2) 災害等により生活が著しく困難となり、使用料及び手数料の支払が困難であるとき。
- (3) 前2号に準ずる事由があるとき。

2 市長は、入所者の保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用料（法第21条の5の3第2項第2号の規定に係るものに限る。）の一部又は全部を減免することができる。

(1) 法第21条の5の11第1項の規定により障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であること。

(2) 前号に掲げるもののほか特別の事由があること。

3 前2項の規定により使用料及び手数料の減免を受けようとする者は、豊田市こども発達センター減免申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該減免要件について他の方法により確認できる場合は、この限りでない。

（利用者の遵守事項）

第11条 センターを利用する者は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 施設及びその附属設備を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。
- (5) その他センターの運営に支障を来す行為をしないこと。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第18号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている帳票、用紙等は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成12年3月29日規則第27号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月11日規則第116号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市こども発達センター管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市こども発達センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成18年9月29日規則第76号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第38号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の豊田市こども発達センター管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市こども発達センター管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第9条関係）

区分	単位	金額
診断書 普通診断書（健康診断書その他これに類する診断書）	1通につき	1,050円
精密診断書（生命保険用診断書、自動車損害賠償責任保険用診断書その他これらに類する診断書）	1通につき	2,100円

精密診断書（国民年金等障害認定用診断書、身体 障害者手帳交付用診断書その他これらに類する診 断書）	1通につき	3,150円
証明書	1通につき	1,050円
その他の文書		市長がその都度定める額

様式第1号(第4種健保)

入所用紙面

年 月 日

指定管理者様

申請者 柚所

氏名

姓

名

號

配偶

豊田市ごとも遅延センターに入所したいので、関係書類を添えて申請します。

	氏名	男 女	生年月日	年 月 日
入所者	居住地			
	本籍地			
入所を希望する施設名				
入所を希望する理由 (具体的に)				

第 添付書類 医師の診断書

様式第2号(第5条関係)

入所許可通知書

第 年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付で申請のありました豊田市こども発達センターへの入所について、下記のとおり許可することに決定したので通知します。

なお、入所に当たっては、豊田市こども発達センター管理規則第5条第1項の規定に基づき、所定の契約を結ぶことが条件となります。

記

1 入所者氏名

2 入所施設名

3 入 所 期 間 年 月 日

4 入所予定期間

年 月 日から  
年 月 日まで

様式第3号(第5条附録)

入所小計明細書

第 一 号  
年 月 日

様

○

○

年 月 日付で申請のありました豊田市子ども発達センターへの入所について、下記の理由により許可することができないので通知します。

記

1. 亂用の名

2. 痢疾等

3. 理由他

様式第4号(第6条関係)

身辻の検査

昭和二年三月一日

指道管理者(株)

別愛人(社員)

氏名

統柄

私は、下記の者について生じた事故及び義務については、本人と連絡して責任を負います。

1. 入院患者氏名

2. 入院施設名

様式第5号(第7条後條)

退所届出書

西暦 年 月 日

指定管理者 株

届出者 手動

氏名 ㊞

統柄

下記の理由により、西暦 年 月 日付けて退所したいので、届け出ます。

記

1. 入居者氏名

2. 理由

様式第1号(第3種様式)

退所通知書

退所者名前 第 姓 年 月 日  
退所者年齢 年 月 日

(文書決定用印)

指定管理者



下記のとおり退所したので、通知します。

記

入 所 者 氏 名	性 别	口男 口女
生年月日	年 月 日	
入所年月日	年 月 日	
退所年月日	年 月 日	
保 護 者 氏 名		
入 所 施設名		
退所の理由		
備考		

## 模式第7号(第12条開票)

...豊田市こども施設センター減免申請書

豊田市長...機

## 注意

1. 太枠の中のみ記入してください。

2. 丁のところは、該当するものに印を

付けてください。

		申請日 年 月 日	
申 請 者	氏名	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	生年月日 年 月 日
	住所(〒 ~~~ )	電話( ~~~ )	
減免を受けるとする理由			
使用料又は手数料の額	被災額(金額) 円	差引額(金額) 円	
承認年月日 年 月 日	決定者	検査者	起業責任者
承認番号			
第	号		

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第10条関係）